

総務常任委員会会議録

〔平成23年11月30日開催〕

〔平成23年12月13日開催〕

南あわじ市議会

総務常任委員会会議録

日 時 平成23年11月30日
 午前10時00分 開会
 午前10時12分 閉会
 場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	熊 田 司
副 委 員 長	柏 木 剛
委 員	原 口 育 大
委 員	北 村 利 夫
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	廣 内 孝 次
議 長	楠 和 廣

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
総 務 部 長	瀧 本 幸 男
財 務 部 長	土 井 本 環
総務部次長兼選挙管理委員会書記長	林 光 一
財 務 部 次 長	細 川 貴 弘
総 務 部 総 務 課 長	佃 信 夫
財 務 部 財 政 課 長	神 代 充 広

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 付託案件

- ① 議案第70号 南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について…………… 3

Ⅲ. 会議録

総務常任委員会

平成23年11月30日（水）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午前10時12分）

○熊田 司委員長 失礼いたします。

ただいまより、総務常任委員会を開催いたします。

このたび役員の改選により、総務常任委員長を努めさせていただきます熊田です。委員の皆様のお協力をいただきながら、実りある一年としていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

座って失礼いたします。

市長におかれましては、本日公務のため欠席するとの連絡がありましたので、報告させていただきます。

それでは、執行部を代表いたしまして、副市長あいさつをお願いいたします。

○副市長（川野四朗） 皆さんおはようございます。

先ほど、委員長さんのほうからもお話がありましたように、改選後初めての総務常任委員会ということでございます。また、熊田委員長さん、柏木副委員長さんを初め委員の皆様方には、今後ともどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

きょうは、第40回の定例議会に議案を提出させていただいております、そのうちの議案第70号、南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、きょうは付託案件として御審議を願うわけでございます。人事院勧告に伴うものでございまして、給与の関係でございますので、今月末までに仕上げなければいけないというものでございますので、どうかよろしくお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○熊田 司委員長 ただいまから、第40回定例会において当委員会に付託された議案のうち、議案第70号、南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について審査を行います。

議案の審査にあたり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

まず、議案第70号、南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この、0.23%の減額ということで、特別職では160万円、それから一般職で1,200万円程度の減額というふうになってるかと思うんですけども、それでよろしいでしょうか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） いえ、それは補正予算の明細を見られてるものやと思います。人事院勧告にかかるものにつきましては、特別職は今回ボーナスの引き下げはなかったものですから、その額については関係ございません。従いまして、一般行政職、看護職、それと議案には挙がっておりませんけども、規則で定めている技能労務職の一部の職員についての減額ということで、影響額にしましては、試算しましたところおおむね616万円程度ということで試算ができております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、国会のほうでさらに大きな減額というようなことが議論されとるわけですが、もしそれが実際に通るとなるとどのような影響になるのでしょうか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ただいま御指摘がありました、国の給与引き下げにつきましては、6月の国会のほうに提案し、また閣議決定をいただいているということでございます。国の試算では、年間約2,900億円だったと思います。これが、例えば人事院勧告ベースでいきますと、120億円程度ということでございますので、このたびは東日本大震災の復興財源にあてるということから、年間で2,900億円の減額を見込んでると、それを復興にあてるということだったと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 としますと、大体20倍ぐらいの減額ということになると、現在で616万円ということになりますと、1億円をちょっと超えるぐらいの影響額が出てくるといような理解でよいのでしょうか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） それは、国の7.8%減額を本市におきかえた場合でしょうか。

そうですね、そういう試算になるかとは思いますが。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私たちがよく問題にするのは、民と官とがお互いに競争し合って、そういう報酬といいますか、個人の所得を引き下げ合戦をしていくと、現在の日本経済はデフレのスパイラルの中にあって、そういうものが円高にも影響してるというようなことがあるわけですが、こういう民間のベースの淡路、南あわじ市含めてですけども、経済にまた与える影響いろいろ出ておると思うんですが、そういった影響ということについてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 私ども地方公務員の給与につきましては、地方公務員法上で給与の決定の3原則というのがございまして、均衡の原則であったり、職務給の原則であったり、また条例主義というようなことがございます。その均衡の原則の中で、やはり民間準拠、並びに国、並びに他の地方公共団体に倣うということになっておりますので、今回につきましてはその均衡の原則に従いまして、人事院勧告に従って給与引き下げを行ったものでございます。

ただ、地域の経済状況につきましては、確かに厳しいものがございます。国の人事院勧告の基準というのは、大手の50人以上の企業の平均賃金でございます。地域にとっては、まだまだ低いところがございますので、我々もやはりそういう情勢に倣った形で見直していかなければいけないということから、今回、人事院勧告準拠ということになったものでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 国内のいろいろな経済指標というのは、個人消費というのが非常に落ち込んでることが経済の圧力になって成長を抑えてる、国内経済を冷やしてるというような考え方が今かなり強調されてるというふうに思うんですが、個人所得が減るということは個人消費が減っていくと。こういうことに対して、今後、例えば海外へ多くの企業が行ったり、南あわじ市でも多少サンヨー電機のグループなども影響が出てきて、海外移転あるいは人員削減やという問題が出てくるのではないかなというようにことを思ってるわけですが、主要なというか、大手の企業の動向などはおつかみでしょうか。賃金ベースなど。いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） いえ、独自ではまだ把握はできておりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 副市長にちょっとお尋ねしたいんですが、鳥取とかあと幾つかのところ、サンヨーが非常に人員削減というのをやっとなんかということを聞くんですが、南あわじでもそういう心配もしている声もあるんですけども、企業誘致をした三洋エナジーのグループの動向などにも注意を払っていただきたいというふうに思っておるわけですが、その点いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 過日も、南淡電機の方とお話をしておったんですが、一部報道が何か淡路のほうは全部引き上げるみたいなような報道があったようでございますが、それはそういうことではないということをお聞きをしておりましたので安心をいたしております。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

昨期より、委員間討議を行っているんですが、内容的に質問されたのも蛭子議員だけなんですが、よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

○熊田 司委員長 わかりました。

意見がございませんので、討議を終結いたします。

これより採決を行いたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第70号、南あわじ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○熊田 司委員長 挙手多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

お諮りいたします。

本会議における委員長報告について、どのようにしたらいいでしょうか。

(「委員長に一任」の声あり)

○熊田 司委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、付託案件の審査が終了しました。

副委員長、あいさつをお願いします。

○柏木 剛副委員長 これをもちまして本日の総務常任委員会を終了します。

○熊田 司委員長 どうもありがとうございました。

(閉会 午前10時12分)

総務常任委員会会議録

日 時 平成23年12月13日
午前10時00分 開会
午後 3時20分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	熊 田 司
副 委 員 長	柏 木 剛
委 員	原 口 育 大
委 員	北 村 利 夫
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	廣 内 孝 次
議 長	楠 和 廣

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	中 田 眞 一 郎
総 務 部 長	淵 本 幸 男
財 務 部 長	土 井 本 環
市 民 生 活 部 長	入 谷 修 司
健 康 福 祉 部 長	郷 直 也
農 業 振 興 部 長	奥 野 満 也

産 業 振 興 部 長	水 田 泰 善
都 市 整 備 部 長	山 田 充
教 育 部 長	岸 上 敏 之
市 長 公 室 次 長	橋 本 浩 嗣
総務部次長兼選挙管理委員会書記長	林 光 一
緑総合窓口センター所長	長 尾 重 信
西淡路総合窓口センター所長	前 田 和 義
三原総合窓口センター所長	久 田 三 枝 子
南淡総合窓口センター所長	山 下 達 也
財 務 部 次 長	細 川 貴 弘
下 水 道 部 次 長	松 下 修
次長兼監査委員事務局長	高 見 雅 文
市 長 公 室 課 長	田 村 愛 子
会計管理者次長兼会計課長	馬 部 総 一 郎
次長兼農業委員会事務局長	竹 内 秀 次
総 務 部 総 務 課 長	佃 信 夫
総 務 部 防 災 課 長	松 下 良 卓
総 務 部 情 報 課 長	富 永 文 博
ケーブルネットワーク淡路所長	土 肥 一 二
財 務 部 財 政 課 長	神 代 充 広
財 務 部 管 財 課 長	堤 省 司

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 付託案件	5
① 議案第69号 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例制定について	6 3
② 議案第71号 南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定に ついて	6 5
③ 議案第72号 南あわじ市ケーブルネットワーク淡路施設条例の一部を改正する条例 制定について	6 6
④ 議案第59号 平成23年度南あわじ市一般会計補正予算（第3号）	5
⑤ 議案第65号 平成23年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1 号）	6 9
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について	7 9
3. その他	8 0

Ⅲ. 会議録

総務常任委員会

平成23年12月13日（火）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午後 3時20分）

○熊田 司委員長 おはようございます。

皆様も御存じのとおり、先日この平成23年度1年間の世相をあらわす言葉に、どのような漢字が一番適当かということで「絆」という言葉が選ばれました。3月11日の東日本大震災の後を受けて日本全体にまた世界にもこの「絆」という言葉が広がっていったという思いでその漢字が選ばれたのだと思いますが、我々一人一人の心の中に、果たしてどれだけその当時の3月11日のときの思いがあるかといいますと、もう約9カ月を過ぎるに当たりまして少し薄れてきている部分があるんじゃないかなという思いがいたします。当南あわじ市におきましても、今後起こる南海地震等もありますので、もう一度この3月11日の東日本の震災を糧にまた、意識の中にとどめながらこれからも対応していきたいなどこのように考えておりますので、また一つよろしく願いいたします。

それでは座らせていただきます。それでは執行部を代表しまして、副市長よりあいさつがあります。

○副市長（川野四朗） おはようございます。きょうは総務常任委員会ということでございますが、まずもってお断りを申し上げますが、市長にあっては、きのうからアジア国際子ども映画祭のお礼とまた、来年度へ向けての打ち合わせ等々で東京のほうへ出張いたしておりますので欠席をさせていただいておりますので、お断りを申し上げておきたいと思います。今も委員長さんのほうからもお話があった東北大震災のことでございますが、11日、12日と県と淡路3市、くにうみ協会等が一緒になりまして淡路人形ほか地元の産品も持って南三陸町のほうに慰問に行かせていただいて、きのう帰ってきたわけでございますが、帰りに淡路人形協会の坂東支配人にもお会いしたんですが、非常に皆さん方南三陸町の皆さん方が喜んでいただいたというようなこともお聞きいたしております。やっぱり引き続きそういう支援もやっていかなければいけないかなと、まだまだ1年足らずでございますが、あと1年たったとき2年たったときというようなこともやっぱり考えていかないと、もう我々の記憶の中から大震災が忘れていくんじゃないかというような思いもいたしました。支配人ともそういう話をしてたんですが、やっぱり来年のまた今ごろ、行けば喜んでいただけるのになというふうな話もしておりましたので、またそういうものも計画をしていかなければいけないというふうに思っております。きょうは付託をさせていただいております案件等の御審議でございますので、どうかよろしく願いを申し上げましてごあいさつにさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

1. 付託案件

④ 議案第59号 平成23年度南あわじ市一般会計補正予算（第3号）

○熊田 司委員長 下水道部長におきましては、会計検査のため出席できないということとかわりに次長が出席しておりますので、その点御了承ください。

それでは、ただいまから第40回定例会において当委員会に付託されました議案について審査を行います。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

説明員入れかえの関係により、審査の順序を変更して、まず議案第59号 平成23年度南あわじ市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、歳入について、質疑はございませんか。

18ページまでの歳入についての質疑をお願いしたいと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一般質問でも災害復旧の関係で、農業施設の問題も出ていたと思うのですが、12ページのこの農地農業用施設災害復旧事業費の分担金の内容について、説明をいただけますでしょうか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 今回の震災におきましての分担金ですけれども、分担金におきましては、一応施設におきましては10%、農地におきましては20%を原則に行っておるものでございまして、今回平均で事務費等も含めた中での6.2%の徴収しております。分担金としております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 普通災害と激甚災害とあるかと思うんですが、今回これはもう激甚指

定ではないということですか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） まだはっきりしておりませんので、一般として考えております。それで、激甚につきましては農業所得の約10%超えるという場合について一般的に激甚というようなことで発令されているというふうに考えてます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちなみに南あわじでは規準額は幾らになりますか。

農業所得ということは、南あわじ市全体の農業所得の10%分の被害があったらということですね。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） ちょっと調べますので時間をください。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 今現在、所得ですけれども、578人から出ておりまして、14億162万8,000円となっております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということはその被害を受けた方の所得の合計が14億ということになるわけですね。この連続した場合はもう関係ない、1回、1回ということで計算されるわけですか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 被害の状況によっても違うというふうに聞いております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 とすると12号、15号ということで、二つの台風であっても合計を
して考えるというケースもあるということですか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） とり方によってこの期間的なものが、相当離れてたら別
なんですけども、その日にち的なものであったり、そういう見方が国のほうがどのよう
に見るかによって異なってくると思いますが。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 国との関係もあるんですが、農業振興部担当部でこの578人の方の
被害額というのは大ざっぱで何カ所ぐらいあって、どれぐらいのものだというふうな想定
をされておられますか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 全体で言わせていただきますけれども、5月から9月の
15号までございました。その中で380件ございます。農地につきましては212件、
施設については168件です。主に台風9号ですけども、済みません、台風7号からで
すけれども、日中雨量で273ミリ、7月の台風6号では40件ございました。

 実際台風9号、12号からですけど、319ミリ日中雨量。それで55件で、同じく
9月の台風15号では395ミリというふうなことで、264件となってます。そこから
考えますと大体12号、15号が対象になるんじゃないかなというふうに思ってますけ
れども、これは実際結果が出てからのことになると思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと激甚指定を受けるとこの負担金の金額が変わってくると
いうことでしょうか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 分担金等については変わってきますし補助金についても
変わってくるということです。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 どのように変わってくるのでしょうか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 補助金が上がってきますので、それに伴って分担金が少なくなってくるということです。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 激甚になった場合は、事業費は農業者負担はゼロというような理解をしているわけですが、ただ事業費の設計であつたり調査、設計費と言うんですかこれの何%かの負担にとどまって、実際の施行費については負担が要らないというふうなちょっと理解をしているわけなんですけども、それは違うのでしょうか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 一般的に補助金ですけれど一般の災害におきましては、確か農地におきましては50%、施設においては60数%だったと思います。あと、補助金の増高申請等をして、補助金額が上がってくると。激甚については90数%、90%程度の補助率にアップになってくるということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 事務費以外にも負担金が要るということですか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） その補助率が何ぼ上がってということで、その差額の分と事務費等について、分担金が要ってくるというふうに考えておりますが。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 本会議場で、説明をちょっと聞き間違えたのかわからないんですが、国の補助率が90だったのかな、国の補助、県の補助、市の補助というふうな格好で、考えたときに、この実際の事業費に関しては負担金は要らないというふうに理解してたわけなんですけど、ただ激甚の場合ですよ。激甚の場合。この調査設計するのには一定の負担額が要ると、それでトータルすると全体事業費の5%程度が要るのかなというような計算であつたかに思うんですが違うんですか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 私の聞いているのはその補助金の残額ですね。ですから残額プラス事務費も入れた中でもろもろなやつを入れた中での残りについては、分担金として徴収するというふうに聞いてますが。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一度そうしたら総事業費の中で、どれぐらいのものになるかということをもう少し調べていただけないでしょうか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 激甚なれば、補助率は上がります。補助残というのは必ず出てくるんです。補助残の80%が起債なんで20%が必ず要るんです。ですから、補助金が農地の場合50、農業施設の場合が65なんやけども、それが90になろうと10%補助残が出ますので、その分の80%は起債で後々交付税で95%算入されるということは、90%補助金あれば、10%の2割が要は2%になるんですかね。それは分担金としてそうやって、そこはゼロになるということはないです。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もう一度お尋ねしますが、事業費総額ありますね。その中に実際の施行の部分と設計の部分とあるというふうにちょっと理解してたんですが、実際の施行の部分に対する補助と設計の分に対する補助とでは違うという理解をしてたわけですが、その点いかがですか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 補助金は自分の知ってる限りは、工事等にかかわる分の補助金と考えております。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 工事と設計の絡みでちょっとお答えさせていただきますけども、査定に至るまでの経費、査定設計、測量も含めてですけども、その分については補助対象外になります。ですからその経費については全額分担金を充当しております。それと工事については、先ほど財務部長が申したとおりでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということはその査定に至るまでの設計費用については全額、被災者の負担ということになるわけですか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 事務費も含めて全額分担金で徴収をしてございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それと大規模なものになった場合に、ため池、あるいはダムとか大規模になった場合その受益者が多ければいいんですけども、かなり少ない部分受益者であった場合は一人一人の1件当たりの負担金というのは相当上がってくるケースも考えられると思うのですが、そういう場合も何のこう救済的なものもないということになるんですかね。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 一般的にはないです。そこの田主等で負担ということになります。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 以前の台風２３号の被害のときは、ため池が相当崩れてそのときは淡路市北淡町とか津名町との対応でかなり事務費までも地元自治体で負担をしないと復旧はできないというようなことがあって、全額負担するというようなことをやった市町村もあったようなんですが、その規準というのは３市、今同じなんでしょうか。洲本市、淡路市、南あわじ市全体的に統一されてますか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 結局は、市単のほうから、市のほうから出てるかということですね。一般的には出てないというふうに思いますが。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 １回調べといていただけますか。

○熊田 司委員長 １８ページまででほかに、質疑ございませんか。
あります。１８ページまで。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 １８ページに、広域水道企業団に対する一般会計の出資債ということで、４９０万円が出ておりますが、この常にこういう負担というか水道事業に対する負担というのはずっとあるわけなんです、この出資債の比率というかこれは、３市で分かれていると思うんですが、これはどういう事業に対する出資ということで考えればいいんでしょうか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 今回出資しております事業については、これは南あわじ市の浄水場それから配水池にかかる耐震化の工事、それから機能強化の工事費にかかる負担分でございます。広域との取り決めの中ではそれぞれの市で、それぞれの市に所在する施設については、それぞれの市が持つということになってございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 どの部分になるんですか。どこになるんですか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 今回ののは上田浄水場、生子浄水場、それから長見山の配水池でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それぞれその総事業費はどんなものであって、具体的にはどういうところを変えていこうとしているのかというのは、わかりますか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） ちょっと総事業費までは今手元に資料持ってないんですけども、一応基本的な考え方としては、補助事業にかかる要は広域水道の負担分について、その補助残の残りの3分の1なり4分の1、失礼、事業費の3分の1なり4分の1について、これは事業によって異なるわけなんですけども、それをそれぞれ市のほうで出資するというふうに決めてございます。事業内容については、先ほど申しましたように施設の耐震化、それからちょっと機能強化については、具体的にどういったものがあるのかということは、今ちょっと手元に資料持ち合わせてございません。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 機能強化については、長見山の浄水場の配水池のタンクですが、今現在307トンほどのものが今度上流部のほうに1,000トンほどの配水池を設置いたします。それに伴いますDCIPダクタイル鋳鉄管ですか、そういった配管等もでございます。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 事業費申し上げます。私手元に持ってますので、長見山が全体事業費が1億623万5,000円、それから生子浄水場の改修工事ですが全体事業費が1億2,400万円、上田の浄水場の施設耐震化工事については全体事業費が5,233万7,000円でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これの耐震の検査というのか、これは既に終わってるわけですか、これいつごろやられとったんですかね。

やられとるんですよ。当然やられてるということですよね。

耐震補強工事全体で非常に上田池というのは非常に古いというような印象があって、相当補強工事するとしたら金額が張るのかなと。根本的にやろうとした場合ですね。それに比べて5,000万というたらちょっと事業費小さいというような印象もあるんですが、これはどんな耐震調査をやって、どんな問題があって、それをどうかえていくかというようなことは、わかりますか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） ただいまの広域水道のほうからいただいている資料では、耐震化をするための土木的な工事であったり、あと機械電気、そういったものの改修、それから天日乾燥床の工事等で耐震をするというふうに連絡をいただいております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういうことでしょうけども、ちょっと資料が私もないもので、老朽、古い施設だと思うんですね。相当ね。小学校や中学校の耐震補強工事でも1億や2億ぐらい相当金額が張る工事をやるわけですが、あれだけのものに5,000万というたら非常に低いというか、ちょっとそんな印象があったもので、聞かせてもらったんですが。

ダムと違うの。ダムは構わへんの。

いやいやだから、僕が聞きたいのは、上田池のそのダムというのが非常に古い施設であって、そういうものをどんな調査がされとって、これはどう補強していくのかなという事業の中で、位置づけられてるものであるのかないのか。またそんなことは、あるんでしょうか、ないんでしょうか。

耐震調査はもう終わってるんですか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 私どもちょっと説明聞いてないんで、資料だけ見てこう申してるんですけども、ダム本体ではないですよ。浄水場ですので、要はダムから取り入れた水の部分を給水するための施設の耐震化ですので、ちょっと私どももらってる部分につ

いては長見・生子浄水場の改修工事は、これはもう工事はっきりわかってるんですが、上田の浄水場については、ちょっと上の資料では設計と、耐震化設計と書いてあるんで、下では耐震化工事と書いてあるんですけども、そこら一度確認したいというふうに思います。

○蛭子智彦委員 非常に古い施設であると思いますので、建物でも昭和50年代のものというそういう一つの規準があるわけですから、やはりこれはいろんな対策必要、防災対策必要ですけれども、やはりこの大きなダムの本体の堤体がどの程度の耐震性をもっているのか、大事な点になると思いますので、その点どのように調査が行われ、それでどのように補強していくのか、そのままでいいのか、そういった当たりしかりと見ておいていただきたいと思いますので、また報告していただきたいと思います。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 上田池については調査しておりますので、もうちょっと確認したいと思います。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。なければ次に、歳出に移ります。

 款1. 議会費から款4. 衛生費までの歳出について質疑ございませんか。

 ページ数は19ページから35ページまでです。質疑の際このページ数を先に述べていただいて、質疑のほう内容に入っていただきたいと思います。

 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしたら順々にいきます。

 20ページ、訴訟等弁護士委託料ということになっておりますが、これはどのような訴訟への委託ということになっていきますか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） この案の計上につきましては、まず1点目は都市整備部の管理課所管の境界確定時の着手金25万2,000円、もう1点は、産業振興部の商工観光課所管のサンライズ淡路の指定管理の諸問題の相談業務等15万8,000円を合わせた41万円ということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今弁護士に委託している事件というのは何件ぐらいあるんでしょうか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 今年度伺ってる内容につきましては、この2件ということで
あとは通常の顧問弁護の範疇ということで、認識をしております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、これは同じ弁護士に2件ですが同じ弁護士ということ
ですか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 別ということで伺っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今こういう訴訟が起こった場合は1件、1件別の弁護士ということで、
あるわけですが、顧問弁護士さんは今何人おられたんですかね。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 2名でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうすると2名ですので、2件ですからそれぞれということですかね。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） そのとおりでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 こういう事件がふえてきた場合も、基本はこの２名の顧問弁護士に分担してやってもらうということになるのでしょうか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） おおむね実績としてはそういうふうな形になろうかと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 普通例えば、よくやるのはどこそこの弁護士事務所と顧問契約を結んで、その事務所に弁護士さん何人かおられたらその弁護士の事務所の中で分担するというような考え方になるかと思うんですけども、この顧問契約結んでいる事務所の弁護士さん何人ぐらいおられるんですか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ちょっと各事務所の弁護士さんの人数までちょっと把握はしていないんですけども、複数の方々でやっていただいているものと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その顧問弁護士を選定するというようなこれは、市の判断なんだろうけれども、その判断の基準、選任していく規準というのはどんなことが理由になるのでしょうか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） はっきりした規準はちょっと承知はしていませんが、やはり適正な方を選んでいるということかと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 事件、市の規模も大きくなってきたりいろいろな訴訟問題なり、クレーム問題いろいろ対応する上で、事務所の弁護士さんねやっぱり事務所が対応できる弁護

士さん多いほどいい、多いほうがいいと思ってるんですが、そのあたりちょっと今お聞きすると総務課のほうでは、その事務所に何人ぐらい弁護士おられて、対応力どれぐらいあるかということがちょっと認識されていないようなんですけれども、それはちょっとぐあい悪いんじゃないかなと思うんですけれども。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 私どもは弁護士に委託しておるのは、それぞれの弁護士さんとの顧問弁護士を委託しているということでございますので、直接は当然事務所にはそういった弁護士さんは、それぞれ合同事務所というような形で事務所を設置してその中に何人かの弁護士さんが入って、それで共同でやる場合もありますし、いろんな情報交換という部分の中で合同でそういった事務所を設立してるということでございます。

それであくまでも、市のほうが弁護士さんに委託しているのはそのうちの弁護士さんという形の形で、その弁護士さんに対して顧問弁護士を委託しているということでございます。それで、過去から旧町時代からお願いしている弁護士さんもおりますし、またそういった方々とのいろんなそれぞれの専門分野等もありますので、広くそういったことが顧問できるような形でそれぞれお願いしているというようなことでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 行政の範囲というのは、揺りかごから墓場までということでさまざまな範囲があると思うんですね。分野広いと思うんですよ。財産の問題もあれば、教育の問題もあれば、あるいは今回サンライズ、サイクリングこれ商法の問題もありますね。もう本当にさまざまな事象が起こってくると。それは個人商店というか、もう個人の弁護士さんとの直接契約で顧問を結んでいくということになると、おのずからオールマイティーというのもあるようで、しかしその弁護士さんの専門分野いろいろあるというようなお話だったと思うんですけれども、やはりそういう対応するためにはその個人2人の弁護士と結ぶという考え方よりは、ある程度のスタッフを持っている事務所と顧問契約結んで行くほうが対応力としては、上がるんじゃないかなと思うんですけれどもいかがですか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 今の2名体制の中でしていただいている、それぞれ弁護士経験も長い方々でございます。そんな中で当然先ほども申しましたが、事務所の中でそういった体制も組まれてるということでございますので、いまは十分にその弁護士さんの顧問

弁護士としての役目をさせていただいているというように認識しております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちなみに弁護士さんのお名前は。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 寺内則雄弁護士それともう一人は小田耕平弁護士さんでござ
います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それで、それぞれ市の関係ということで、南あわじ市の行政本体、行政だけじゃなくて例えば、3セクが抱えている訴訟の顧問弁護士をされたりですね、あるいはどういうんですかねその3セクだけじゃなくて指定管理をされているところの、訴訟の対応に当たられたりというようなことも、こういった南あわじ市と顧問契約結んでるということで、事件を担当されているというケースもあるというふうに聞いてるんですけども、そういうケースありますか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 申しわけございません。もう一度ちょっと質問をよろしくお願いいたします。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、南あわじ市で顧問弁護士で今南あわじ市が、やってる訴訟は2件であって、弁護士が2件にそれぞれ分担をするということで、これ寺内先生と小田先生1件、1件分担されてると思うんですが、南あわじ市の出資している農業公園の関連の訴訟ですね。これについてもこの弁護士さんが担当しているというふうにもちょっと聞いてるんですが、そういう南あわじ市の関係していく施設、それはただ指定管理をしている施設であったりですね、今第三セクターということもありましたし、こう関連の中でそういう個人の弁護士さんがあずかる訴訟や事件というようなケースもあるというふうに聞いてるんですが、そういう現状で出資法人第三セクターの関連する訴訟とかの対応もされ

てるといふようなケースがあると聞いておるんですが、そういうケースは本当にあるんでしょうか。

出資法人農業公園であればこれ51%出資してますからね。一応経営者、筆頭株主ですから南あわじ市も関連していると思うんですけど。

○熊田 司委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 農業公園株式会社の社長として、答弁をさせていただきますが、私どもの訴訟の控訴についての弁護士は小田先生にお願いをいたしております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろそのそういう大きな240億、一般会計だけで240億の財政の規模を持っていると事業だけでも相当たくさん事業があるということですから、できるだけ対応力を持つとくほうがいいのではないかということなんです。趣旨はね。そういう顧問料結ぶときにはそんなに個人と結ぶ場合も事務所と結ぶ場合もそんなに変わらないと思うんですけどね。いざ事件になったときに、着手金が幾らいるかとか事件によって、費用が変わってくると思うので、これ今顧問料というのは一体年額どれぐらい払ってましたですかね。ちょっと今資料持ってないので。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 済みません。月々8万4,000円掛ける12カ月というような顧問料で今、いっとります。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは一人4万2,000円ですか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 1年当たりでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは8万4,000円か。法律相談含めてね。だから法律相談についても、当然やってもらうわけですから、年額でいくと約100万円ぐらいのものになるということですから、お一人でね。相当その事件的にも大きいと思うし、私らもいろいろ法律相談いたりする場合もあるんですけども、かなり大きな高いか安いかわりと別においといて、それぐらいのものを出せば何人かスタッフを抱えている法律事務所との顧問契約ということも当然できると、できる範囲であると思うんですよ。だから法律相談にしても臨機の対応に対してやっぱり柔軟で迅速な対応ということも今後をもっともっと必要になってくると思いますし、そういう点は今後いろいろ検討していただきたい内容の一つとして、申し上げておきたいと思います。この件に関してこれで終わります。

○熊田 司委員長 ではほかに。
原口委員。

○原口育大委員 21ページのまちなか振興モデル事業補助金なんですけども、これは分庁舎跡地の利活用に関係して、利活用の協議会等にも関係して、旧町ごとに100万ずつの補助金を申請されていて、三原がされなかったということでの100万の減額ということによろしいんでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 今、分庁舎跡地の話も出ましたが、分庁舎跡地とまちなか振興モデル事業とはまた別のものがございます。それでここに挙げておりますまちなか振興モデル事業につきましては、兵庫県が合併に伴いますその旧庁舎のあった地域がこう活性化がなくなってきているというようなことで、県のほうでつくっている事業でございます。その分につきましては、4地区で4月の段階でお話し合いをさせていただいて、旧三原地域についてはこの部分については、時期的にも考える期間も少ないしまった、新庁舎がこの旧三原この中央庁舎にできるというようなこともあったのかもわかりませんが、とりあえずは見合わすというようなお話で、この100万円を減額しております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 この申請をされた団体というか、分庁舎跡地活用の協議会とはまた別のものをつくってやられておると思うんですけども、ちなみに分庁舎の跡地利活用とも関連してくるということで、相互にある程度何か会議費であったり、視察等であったりも連携してというふうなことを、当初説明されてたように思うんですけども、そういうことで

はないんですか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 密接な関係はあると思います。例えば視察に行ったときにそれがそのこのまちなか振興で視察に行ったときに、例えば分庁舎跡地の利活用について、考えるとそういった参考にもなろうかと思いますので、かなり密接な関連のある事業かというふうに思います。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 分庁舎跡地については、協議会を持たれたという実績が今のところ三原が1回持っただけというふうに聞いたように思うんですけども、それで間違いはないですか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） そのとおりでございます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうしますとこの補助金は23年度でもらってると思うんで、年度内に消化することが必要なような気がするんですけど、その進捗状況というか、これに対して旧3町でそれぞれ活動されてると思うんですけども、もうあと3カ月ほどになってますけども進捗状況はそれぞれどんなような状態ですか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） まず旧南淡地域につきましては、福良地区を中心としたような形でというような伺っております。当初、コンサルのほうに委託というようなお話もありましたが、その組織の中での成年、若い人たちでもやれるというようなお話もありましたが、結局は何かまた委託事業、委託をしてそういったものを考えていきたいというふうに聞いております。

それから旧西淡につきましては、シーパの付近の利活用について、西淡庁舎が非常に近いのでその利活用について考えていきたいというふうに伺っております。

旧緑につきましては、ちょっとまだ私のほうには情報が入っておりません。申しわけご

ざいません。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 これ委託料とかして例えば払うと、あるいは視察に行く経費とかいろいろあると思います。これあと3カ月でもし使い切れなかったら、不用額は返すようになるんですか、それとも繰り越しができるんですか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） そこまではちょっと確認はしてないんですが補助事業、県の補助事業なんでそういう繰り越しの制度もできるかと思いますが、この23年度で、できるようにこちらのほうとしましても、その進捗を把握しながら事業を進めていっていただきたいというふうに思います。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 三原については、先ほど説明あったようにまちなか振興、分庁舎なくなった影響ということで補助金が出るとしたら、なかなか採択されにくいかなという思いもあって、それもあるし準備期間が足りなかったということもあって、申請しなかったというふうに聞いてるんですけども、ただ分庁舎の跡地なりを地域と一体となって、どういうふうに活用していくかということについては今、分庁舎跡地の協議会の中でも議論が始まったところで、大変大事なことで、こういった県の採択の有無にかかわらず、そういう事業を推進する必要があるというふうに思ってるんですけども、それについては、以前は仮に採択されない場合は、市単でも同様の事業をもうけて、補助していくというふうに説明を受けたように思うんですけども。そういう考えでよろしいですか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） まちなか振興のこの事業については、当初予算で計上するときにはそんなお話も出たと思います。ただ一番最初申し上げましたように、まちなか振興と、分庁舎跡地の関係につきましては、別事業でございますので、その分庁舎跡地に対する何か経費的なものその辺については、今まだ考えておりません。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうしますと分庁舎跡地とは切り離して、まちなか振興として三原も当然考えていくようになると思うんですね。県のほうにもう一回応募するというのもあるとは思いますが、採択されなかった場合はやはりきちっと当初の約束というか、当初の考えのとおり１００万なら１００万おいていただいて、そういう事業が円滑にできるようにお願いをしておきたい。そういう約束でよかったですね。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 旧４地区ある中で三原だけ２３年度応募できなかったというようなことから、２４年度につきましては地域の皆様方に協議会にお願いをして、ぜひ県のこのまちなか振興モデル事業、申請いただきたい。もうまずそれが第１点、今、議員が御指摘のように、そういう理由でもし採択されなかった場合というようなことで、当然跡地に利用については地域で検討していただく、その際には何がしの費用面が必要になってくるというようなことから、市単ででもというふうにはこちらサイドでは考えております。

○熊田 司委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと飛びますが、２７ページのコミュニティバスの運賃助成金なんです。これは社会福祉ということで、障害者、高齢者に対する運賃助成ということなんです。利用者数ですね、非常にふえてるというような話だったかと思うんですが、この利用状況ちょっと数字を教えてくださいませんか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） どの範囲で例えば２３年度、月ごとの利用者数を述べさせてもらってよろしいでしょうか。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 全体でね。２２年、２３年とどう概数で結構です。

○市長公室次長（橋本浩嗣） まず２３年度につきましては、５，０００の後半６，００

0人毎月6,000人際に延びております。22年度は例えば4月でしたら4,800であるとか5月でしたら4,600そういった数字ですので、5,000を超えた月もございますが、大体4,000人台。それが23年度は5,000人の後半台の数字ということになります。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これの主な理由として、その運賃割引助成というのかこういうものが大きく影響したというようなことを聞いてたんですが、それはわかるんですかね。そういうことが原因になってたということなんですけども。このふえた理由というか、要因。それはどのように分析をされてますか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 無料化による効果はあったのかなというような直観的に考えておりますが、今現在その地域公共交通につきましては、今度見直しをするようにしております。もうそういった計画を立てかけております。その中で市民の方のアンケートであるとか、それから、らん・らんバスのほうに乗り込んで利用者の方の御意見、御感想そういったアンケートもっております。それをこれから分析をすれば、そういったもの、ふえた理由なんかもその原因がわかってくるのではないかというふうに考えております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 22年が4,600から800ぐらい。5,000人を少し切るぐらいの人数であったと。21年度はどうだったんですかね。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） これも月によって違いますが、4,000人台もございますし、5,000を超えたのは3月ですね。12カ月のうち3カ月で、5,200から5,400ぐらいそれが3月ございます。9カ月は4,000人台というような形でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 延べ人数、22年何人、21年何人というのわかりますね。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 22年度の累計が5万5,000人、それから21年度の合計が5万8,000人です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 現在のバスの行程というか、路線か、これは21年度に決まったものだったんですかね。その後多少、修正微調整とかしてますか。今の路線ですけども、これはもう21年に決まったものとして動いています。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 20年4月に今の5年間ということで新しく、ごめんなさい、20年の5月。1カ月おくれでした。それで、25年に25年度から見直しということで大幅な改定をするわけなんですけど、これまでも、地域公共交通検討会議の中で委員の皆さん方から、ここはこうしたら改正したらいいよというような御意見もいただいております。その都度、少しの修正ですが例えば停留所を一つふやしたり、減らしたりというような修正はこれまでもやったきております。それと今、次長のほうから人数的なことを申し上げましたが、平均で申し上げますと、21年度が4,830人、22年度が4,584人、これは毎月です。23年度10月分までなんですけど、5,755人ということで、昨年度より月1,000人程度ふえておるということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 非常に今いろいろ修正微調整を図りながら、また無料化ということをやってちょっと大きく数字を伸ばしたという説明だったかと思います。それで24年度に、新たな枠組みをこしらえて、25年度から新しい体制でスタートするという説明であったかと思います。その間にも微調整も少しずつ図りながら、市民の利便を図ってきたということもあったんですけれども、24年ですね、来年4月当たり4月から1年間ということで、修正微調整ということもあるんですか。ないんですか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） これまでの20年の5月から運行開始して、一番大きな関係は例えば沼島汽船のダイヤ変更に伴う接続のダイヤ変更。それから淡路交通の国衙停留所のバス時刻の改定に伴う、らん・らんバスの改定というのが毎年ついて回っておったということで、来年もう1年なったんですが、そこらの改正があればそれに合わせて接続の可能なようならん・らんバスの運行体制を築いていく必要があるということです。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その地域からのそのバス停の変更とかいうことの要望というのも、何ばか出てるかと思うんですけども、それはどのようなになってますか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 地域の皆さん方からは要望は絶えず出てきております。それをバス停を設置すればいいというものではないので、今現在5台のバスで約130カ所の停留所がございます。一見くまなく市内をめぐっておるところではいいんですが、そのバス停を数多くつくりますと、どうしても目的地までの所要時間が長くなるという相反する事柄がございますので、バス停を設置していただきたいという要望と一緒にバス停を設置すればここでは日に10人の方が必ず利用しますというような確約があれば、設置も前向きに考えていきたいんですが、ただ単に隣の地域が走っておるからここにもというようなことについては、十分検討してから設置をしていきたい、設置をするかどうかを決めていきたいというふうに思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと聞いている声では、余り人家のないところを走るよりは、人家に近いところ走るほうが、利用者も多いんじゃないかと。特に高齢者なんですけどね。バス停まで行く距離が幹線を走ると、バスも非常に早く行けるので、太い道を主にこう走って、少し狭い道になってくると、人家密集してても走らないと。するとバス停までの距離が長くなるので、ちょっと利用しにくいなというような声も聞いているんです。ですから、このバスの目的はできるだけ、いろんなダイヤの組み方もあるし、100人が100人の要望を満たすということは、不可能かもわからないんですけども、やはりこういう民家の多いところできるだけダイヤ、路線の中に修正もしながら、柔軟に対応できる分は対応していただければ、さらに利用者もふえてくる要素、あるんじゃないかなというふ

うに思ってるんですが、今お話あったら10人程度いうことだったんですけども、それも実際やってみないとそれは約束と言ってもなかなかそんなことできるものじゃないと思うので、やはりこう考え方の中にやはりそのできるだけ高齢者の利用のほうが多いと思いますので、そういう高齢者が乗りやすいできるだけ民家に近い道を走るという考え方というのを一つ大事にしていきたいというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 先般開かれました一般質問でも、柏木議員さんのほうからこのらん・らんバスについて詳しく御質問があったわけなんですけど、その際に、今回新しい路線を考えるということで、2,500人方にアンケートを取っております。そのアンケートの中の自由意見で、らん・らんバスぐらい無駄遣いはないと、今すぐやめなさいというような御意見、それから今は車に乗っておるが、もう4、5年すれば必ずお世話になると思います。それまで、継続をお願いしますという意見、それから大変重宝しておりますと、これからも頑張ってくださいという相反する三つの意見がほとんど自由意見欄で書いてありました。非常にこう利害関係の方にとっては、非常に大事ならん・らんバスなんですけど、利用されない方については、無駄、無駄の何物でもないというような意識の方が多いかと思いますので、できるだけ効率よくそれから市内の方をできるだけ、そう遠くない距離にバス停をつくるというようなことを念頭に置きながら25年の改定に向けて、検討していきたいというふうに思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 25年ということなんですけども、できることは24年でもやればできるものもあると思いますので、そう先延ばしをしないで、微調整の範囲の中で対応を求めたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 微調整につきましては、当然これまでどおりもやっておりますので、大幅な改定につきましては25年度からということになります。

○熊田 司委員長 それでは、ここで暫時休憩をさせていただきます。再開は11時15分再開ということをお願いいたします。

(休憩 午前 1 1 時 0 5 分)

(再開 午前 1 1 時 1 5 分)

○熊田 司委員長 それでは、再開いたします。

市長公室次長より請求がございましたので、答弁お願いいたします。

市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 先ほどの上田浄水場の関係でございますが、設計ではなく工事費というふうに今確認をしました。工事の内容につきましては、耐震診断の結果、沈殿池の壁面の補強というようなことで、当初コンクリートの打ち増し等も考えておりましたが、鉄骨で補強ができるというようなことでございます。そのほかに電気工事一式と言いましたのは、その沈殿池の水を抜いて機械、電気設備等を外しますとそこらが、再利用ができないというふうなことで、電気工事も含まれてるというふうなことで、スチールで補強ができるというふうなことで、安いというふうに伺っております。その他の施設については、耐震診断の結果持つというふうな結果だそうでございます。

以上です。

○熊田 司委員長 それでは、先ほどに続きまして、款 1. 議会費から款 4. 衛生費まで、ページは 1 9 ページから 3 5 ページまでで質疑、ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 2 5 ページの県議会議員の選挙費ですけれども、かなり補正で減額できているんですけど、かなりスピード手際よく開票できたというふうに何か聞いたような記憶があるんですけども、そこら辺、開票の以前かなりてこずっていろいろ批判も受けたと思うんですけども、改善された点というのはどういうふうな効果としてあらわれたんでしょうか。

○熊田 司委員長 総務部次長兼選挙管理委員会書記長。

○総務部次長兼選挙管理委員会書記長（林 光一） 今回の県議会議員選挙の開票作業につきましては、開票作業の迅速化計画というのを事務局のほう、また委員さんのほうで検討協議しまして、その中で特に気をつけた点でございますが、まず開票作業に当たる職員の場所の変更、あるいは開票管理者とか立会人の位置の変更、それから作業用のいすの廃止等をいろいろその辺を協議しまして、結果、前回の比較する県議会議員選挙はもう大

分前になるので、その前の知事選挙等々を比較しますと、約6、70分の確定結果を出す時間が早まったと思います。これによりまして、作業に当たる職員の人件費等についても、相応の経費の削減ができたかと思います。

○熊田 司委員長 ほかに、質疑ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 障害者福祉の関係ですが、この地域活動支援センター基礎的事業補助金、障害者介護給付費等について、内容の説明をお願いできますでしょうか。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） まず基礎的のほうなんですけども、これは現在、地域活動支援センターの基礎的事業補助金ということで、新淡路病院ときららといちばん星を対象に補助をしておりますけども、このたび神戸市内の施設が一施設追加されました。それによる増でございます。

それともう一つ障害者介護給付費のほうなんですけども、これにつきましては当初予算よりもかなり増額といたしますかふえております。それで、これ一月当たりでかなりいろいろ毎月変動しますので、一月当たりの平均でちょっと述べさせていただきますけども、居宅介護が43件を当初見込んでいたわけなんですけども、このたびの補正で見込みで50件。生活介護が86件見込んでおりましたが96件ぐらいになるであろうと。通所デイが86件を見込んでおりましたが約100件になるんじゃないかと。それと新たに10月からグループホーム、いわゆるケアホームなんですけどもフローラなんだんがふえたということで、新規に32件がふえるであろうと。一月当たりこれぐらいの差が出てきますので、それによる年度末までの見込みでこれだけ3,800万ぐらいの増額が必要であろうということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 神戸市さんの施設ということで結局南あわじ市との関係とはどんな関係になるんですかね。神戸市内の施設が一つふえたということですね。神戸市内の施設と南あわじ市の予算とはどんな関係に。なぜこれが補助しなければならないのかということなんです。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 南あわじ市民の方がそういうふうな施設を利用した場合、これは南あわじ市がそれに対しての支出行為を行わなければならないということは、これはもう原理原則でございます。市民の方がどこを利用されても、南あわじ市で支出するというふうなことでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その施設の事業というのは、パンを焼いているとか何か食堂を営んでいるとか、何かいろいろあるかと思うんですけども、どのような施設ですか。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） これはいわゆる地域活動支援センターという位置づけですので、その社会福祉法人神戸光有会というところが行っております、ゆめのというところの施設を利用していると。地域活動支援センターという位置づけです。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いちばん星、きらら、新淡路病院それぞれ地域活動とは地域に入っていく、あるいは自立をしていく何らかの社会貢献的な活動をする、社会活動をするというような意味合いかと思うんですね。それにはそういういちばん星にしても、きららにしても、新淡路病院にしても食堂を営んでいたりと、事業活動やってますよね。そういう事業活動に参加してるというような印象を持ってるわけなんですけども、その市民の方がね。そういう施設ではないんですか。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） いわゆる地域活動支援センターというのは、障害者の方がそこでももちろん活動する、いわゆるその居場所づくりというふうな位置づけが強いようでございます。ですからそこで、どういうふうなことをするか、それについてはそれぞれの場所によって違うんですけども、要するに障害者の方がそこに行ってそこで過ごすことができるよという居場所づくり、それが基本になっておりますので、そこで特に何をしなければならないとか、そういうふうな問題じゃないんじゃないかと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 何をしなければならないというんじゃなくて、どのようなことをやっておられる施設なのかちょっと情報不足だったもので、確認したかったといふとこなんですけれども。ちなみに南あわじ市内にそういう地域活動の支援活動行ってるセンター的機能を持っている事業所というのは、きらら、ウィンズ、いちばん星というようなことで名前拳がってたわけですが、その他にありますか。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 市内では、きらら、いちばん星だと思います。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
原口委員。

○原口育大委員 22 ページ、電算システム更新業務委託料で、これは質問の中でデータ移行料という説明があったように思うんですけども、具体的に質疑あったような気がするんですけどちょっと忘れました。具体的にはどういうシステムのデータを移行する経費なんのでしょうか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（淵本幸男） この電算システム更新業務委託料ということでございますが、これにつきましては、合併前から今のシステム構築について導入を検討してやってきてるわけなんですけど、これについては8年が経過するというような中で、次なるこの電算システム。この内容については、住民基本台帳をもとにした、いろんな税務関係であったり、福祉の関係であったりいろんなさまざまな庁内の事務処理について、この部分に入ってるわけなんですけどそれを新しく更新していくということでございます。その中の経費の一部としてまずは今、更新事業で予定されているそのパッケージそういった部分の中で、今のデータをその新しいシステムに移行していくという部分の経費をこのたび計上させていただいているということでございます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 なかなか難しいこと、よく理解できてないんですけど、現状でも庁内

でそれぞれの職員さんのパソコンの画面で、住基の情報であつたりそれに関連して福祉や税務やいろんなものが共有できてるというふうに思うんですけども、そのパッケージで更新するとき、これちょっとうがった見方、よくしらない物の見方かわからんですけども、ブラックボックスというかデータの移行という部分が最も障害になってなかなか安いところを選ぶとかいう競争原理が働かないようなことをよく聞くんですけども、そういうことにこれは今回の予算措置の関係があるんですか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（淵本幸男） この更新業務については、昨年からずっとどういった構築の仕方をするか、あるいは前提になる経費の節減をどうしていったらいいかというような部分についてずっと検討をしてきております。情報システムの活用検討委員会そんなものを立ち上げてやってきております。そんな中でいろいろと顕著に見えるのは、データ移行ということで、その経費がどうなるんかという部分が非常に重視される部分もあります。そんな中でいろいろ各メーカーの提案の中でヒアリングをしたり、この部分はどうなってるんやというような部分をいろいろと検討した中で、データ移行が最も低い形で対応できる、そんな部分も考慮しながら、今まで進んできたというようなことでございます。ちなみに合併前のときですと、4町がいろんな執務が違ってたというような中で、非常に高額なデータ移行費用というようなものを支出もした経緯もございます。そんな事がありましたので、より経費が節減できるそういった部分を重視しながらした結果こういう金額で今現在できるんじゃないかというような考え方でございます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 ゆづるはクラブで10月31日、11月1日にかけて、地方自治情報化推進フェアだったかな、その地方自治情報推進の展示会というか、晴海であつて見学をしてきたんですけども、そこでいろいろ聞いてるとこれは一例ですけど、病院の電子カルテこれを入れるとその病院はつぶれますよというようなプレゼンがありまして、よく聞いていると、入れて今度更新するときに莫大なその経費が必要になったという事例を、それはかなり有名な病院の例だったんですけど挙げて説明をしてくれまして、そういうふうになってるんかというのは結局データ移行がとにかくブラックボックス化されてるものだから、安いシステムに変えようとしても変えれないと。だから初期導入されたものが、そのまま既得権みたいになって、継続するしかないような状況になっていますよというプレゼンの話だったんですね。その人は沖縄の浦添市、あるいは佐賀県庁佐賀市あたりで新聞記事も出しましたが、そういうデータのそのブラックボックスになる部分について、そこへ

入って行ったときにその仕事請けたときに、それをオープン化して、その権利自体はもう市役所が持つような形で仕事を請けて電算システムをつくられたと。だから今後、更新のときはどこのメーカーでも、メーカーと言うんかな、どこでも競争にさらされて、次のデータ移行が障壁になることはないというふうな話を聞かせてもらったんですけども、私もそういうふうになっていかないかなと思ってのんです。だから今、クラウドにしたってこういういろんなものを今から入れようとするときに、一番障害になっているのが、そのデータ移行じゃないかなというふうに思うんで、そこら辺の市としての姿勢としてぜひそういうオープン化みたいなことに重点を置いた考え方で取り組んでほしいなと思うんですけども、その辺の認識はいかがですか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 今、委員さんおっしゃったように、標準パッケージいうのがありましてその中でいかにして、その標準パッケージに近い形で利用できるかという部分かと思います。いろんな市の要望、こういった形をこういうことにしてくれというような部分が多く出てきますと、そのカスタマイズ費用がかさんでくるといようなことになってきますので、全く標準パッケージそのままということは、なかなか難しい部分があるわけなんですけど、そこら辺が基本でないかなというふうに思ったりします。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 その会場で、自動交付機、コンビニ交付であったり、窓口に置いたりする機械ですけど、それも展示されとってそれも以前は800万とかしてたものが、その一つの会社が参入した中で300万になって、今200万切るような状況にずっと移っていったというふうな説明がありました。結局、競争原理が働いてなかったのを働くようにしたというだけで、やっぱりかなりの効果があったんだなというふうに感じたんですけども、ぜひそういう競争原理が働くような方向に持っていくというのがまず大事だと思いますので、その辺をぜひ検討していただきたいなというふうに要望したいと思います。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛副委員長 私も一般質問でこの部分密度濃くしようと思ったんですけど全然時間がなくてできなくてちょっとお聞きしますが、この電算システムの更新委託料というのは、何か債務負担行為で2.7億、5年間というのをこれの中の今年度という、こういう位置づけになるんですか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） このデータ移行の経費については、債務負担ということに
しに、２３年度で修了させるという考え方でございます。債務負担につきましては、シス
テムであつたりハード部分であつたりそういう部分の債務負担として、今年度負担が生じ
るそういった部分について、ある意味限度額を定めさせていただいたというようなこと
です。

○柏木 剛副委員長 ということは電算システム更新に、８年経過したんでこれから２.
７億ぐらいかけてやっていこうと、こんな話なわけですね。ちょっと今の話いろいろお聞
きしてたんですけど、結局じゃ電算システム更新するねらいというか、理由あるいは目標。
例えば、今の話出ましたけど、経費削減すると、あるいは事務効率を上げようとか、何か
そういう目標的なものというのは設定されてますか。投資に２．７億やるんだったら、こ
れだけのこの改修しようというその改修計算的な考え方は持ってますか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） なかなか難しい部分があります。ただいろいろと何カ月かそ
の検討委員会で重ねてきた結果、そういった一つは経費の面。そして、今の情報システム
そういった部分での不便さそういったものを効率化していくというようなことも踏まえま
して、ずっと検討してきて最終的にはこういった形でというような、特にその中でハード
面の整備についてもいろいろ集約できるものは集約してというような考え方でやってき
てます。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 私がお聞きしたいのは、例えば経費削減であればメンテナンスコ
ストを下げるのか、ハードコストを下げるのかじゃ幾ら下げるんだと。目標値があつてあ
るいは事務の効率化があれば、あるいはいろいろの面で数値化して、そういう定性的なこ
とは幾らでもあると思うんですよ。実際にじゃどれだけ下げようという目標を持ってこれ
だけの投資をしようとしてるのか。何かそういう目標というのは設定されてますか。ベン
ダーの関係議会に提案してくると思うんですけど、その辺はどんな感じでなってます。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） なかなか担当のほうで相当専門な知識の中でいろんなそれぞれのメーカーの部分からの提案なりをいろんなこちらの考え方を伝え、そうして、徐々に構築の形に進んできたということでございますので、委員さんおっしゃるようなことについて也十分考慮した中で検討してきたという認識をしております。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 これ以上深くはしませんけどね。結局それだけの投資をしようと、ある一定の一つの契約を相手と交わす場合には、やっぱりそれは実際メンテナンスコストはこれだけかかっているのを幾らにしようと、ハードウェアコストはこれだけかかっているのをこうにしようという。何かそういう意味のやっぱりものが目標があって、それで初めて投資決定されるというふうに私は思うんです。そういうことではなしにもう相手側が、今確かにおっしゃるとおり、おっしゃるとおりでやりましょうという話ではないとは思いますが、やっぱりそれはそういうことが、投資回収計算的なことだけは、当然あるんだろうなとは思っているんですけど、またこれはまたこの辺は時間かかりますので、また改めてにします。

○熊田 司委員長 それでは、ほかにございませんか。
 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの地域活動支援センターとの関係で、きらら、ウィンズという話が出たんですが、ちょっと戻って申しわけないんですが、債務負担行為の絡みがちょっとあるんで、後でしてもよかったんですが、7ページです。ちょっと後戻りしてちょっと恐縮なんですけど、この債務負担行為で一応9,500万円ということで5年間の指定管理料というふうになっております。これは文教のほうにも付託されている指定管理契約が認められるということ前提の上での債務負担行為という補正予算になってるわけですが、この5年間、1,900万。5年で割ると1年間1,900万ということになるわけですが、この1,900万円の根拠というのか、ちょっと金額下がっているということで以前、議案上程されたときに少し伺った点もあるんですけども、この1,900万円、年度1,900万円ということの根拠は何かということについて説明いただけますでしょうか。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 現在、平成19年度から23年度まで5カ年で、淡路島

福祉会に指定管理をお願いしております。１９年度は２，９３０万という大きな額だったわけなんですけども、２０年度以降につきましては２，３３０万と年額それだけの額を指定管理料としてお支払いしております。その中で新たに２４年度から５カ年というふうな形で指定管理をお願いするに当たって、公募等いろいろ通じまして淡路島福祉会１社のみが応募に来られたということで、結局淡路島福祉会に決まったわけなんですけども、その中でこの指定管理料が果たして適正な額なのかどうかというふうなことについて、福祉課あるいは役場の組織内であります指定管理者検討委員会、その中で協議をしてきました。その中で２，３３０万を踏襲すべきかあるいは変更すべきか、そこら辺について議論をした結果、２２年度末の段階で、きららで６０７万３，６６６円の剰余金がございます。ウィンズで４，７４６万６，０７６円、合計しまして５，３５３万９，７４２円という剰余金が出ております。それでいろいろ精査したんですけども、ウィンズのほうでは障害者自立支援法に基づく事業を行っておりますので、当然その自立支援法に基づく収入がございます。これはきららのほうは、ほとんどございません。そういうことで今、平成２０年からもう一体的な施設というふうな形で、ウィンズときららと一応経理的には分けてるんですけども、一体的な運営をするというふうな中で今後２４年度以降、一体的に考えたときにトータルベースで５，３００万円以上の剰余金が出ておるということは、ウィンズのほうではあきらかに見た場合に採算が成り立っていくわけなんです。本当に心配なのはきららのほうで、そのきららのほうのそれでは指定管理をどういうふうにすればよいかと、考えたときにやっぱりその２，３３０万はちょっと高いなと、そこで何で１，９００万になったかというふうな話なんですけども、その１，９００万にした余りに極端に下げ過ぎますと、もちろん指定管理者のほうで努力をしていろいろ障害者のためにいろんなことを施策を講じてきていただいておりますので、極端に下げてしまうということやはりモチベーションいろんな意味でその職員等の問題もございます。やっぱり妥当な線、ある程度その事業者の熱意創意によってある程度の剰余金は残っていくような、しかし、余りに過大に残っていくようであればやっぱり問題であるだろうと、そこら辺で勘案した結果１，９００万いわゆる４３０万削ったような状態にしたというのが今までの流れでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 サンライズ、サイクリングなどの指定管理の問題が今回非常に大きな陰湿な議論の対象になってきたわけですが、この指定管理契約については文教厚生常任委員会で、十分議論いただくということなので、ここで余り突っ込んだ話ということとはできない部分なんですけれども、微妙なところがあると思うんですね。微妙なというのは結局事業実績の評価継続性ということも大事だということで、５年間で適切かどうかという話がまたされるかとは思いますが、やはりそのもう少し細かいスパンで事業評価をし

ていくことで、もう少し内容に対して把握ができるんじゃないかなと以前ちょっと聞いてた話の中で、そこの職員の処遇改善がどの程度進んでるかということについて、お聞きをしました。それは自分らで全然つかめないというようなことだったと思うんですが、ただこの協定などの内容見ておりますと、業務報告なり状況なりを市としては聞く権利を持っているように思うんですね。これを見ますとね。ですから例えばそういう剰余金が出てきた背景には施設の努力ということも当然あるんでしょうけれども、その一方でそこに働く方々の処遇、賃金というものあるいは雇用形態、安定雇用なのか、あるいは不安定雇用なのかこういったことについての、ある程度この事業実績なりの中で問いかけをし、また内容把握ということも可能なものでないかというふうに思ってるわけですが、そこら辺の考え方はどうなんでしょうか。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） このたびの12月に指定管理の議案を提出させていただいております。その中に収支の状況というふうなことで、21年度から23年度これは予算ベースですけども、きららとウィンズの人件費の支出の金額も出ております。これを見ましても当然その人件費については、きららについては若干23年度は落ちてるとは思いますけど、これは多分人事の異動これはかなり頻繁に人事異動やっておりますので、その高い経費の人がウィンズに行ったとかそういうふうなことで、これ人件費動くんですけども、トータルベースで考えますと年々上がっているんじゃないかというふうなことが見受けられます。ですから適切な昇給、それは行っておりますしこの人件費の内訳についても担当課のほうでは、把握しているとそのように認識しております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは全国的な傾向の話申し上げるんですけども、こういう授産施設と言われている事業の中で近年、近年ですね。黒字計上している事業所が特別養護老人ホームやあるいはこういう共同作業所の中でも結構ふえてきているという調査もあるんですね。ただその背景にまだそういう事業としてはよくなってるんだけど、そこに働く方々の給与というのはなかなか上がらないというような問題があって、その指定管理をしていく上でも処遇改善の費用も国からあるいは市からも出てるわけですから、そういった点もやっぱり評価する。もう少し詳しく見てみる必要があるというふうなことで、何回か質問させていただいたこともあったんですが、そのたびごとにやはり相手調査する権限がないというふうなお話も聞いてたわけですが今後はそういう面をしっかりと指定管理をして、1,900万円という指定管理料を払いながら、渡しながらですね、事業効果と同時にそ

ここに働く職員の処遇の状況などについても、もう一步突っ込んでつかんでいくことはできると。今後そういう質問した場合にもそれは私たちわかりませんというような答弁じゃなくて、やはり内容について把握をし、また我々にも知らせていただく、また状況について改善すべき点があれば、つまり不安定雇用とかいうようなことで、あるいはやはり安定雇用も求めていくというようなことも、一つ必要になるかと思うんですけども、そういった点で今後指導なり助言なりいうことができるというふうに思ってるわけですが、その点いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 委員、おっしゃるとおりだと思います。ですから人件費等で職員の処遇改善がどういうふうになっているのか、介護保険ほど明確な3%上げとかそういうふうな目標ないわけなんですけども、当然この人件費の昇給であるとか、適正なその給与、これについては当然指定管理している以上指定管理者の裁量でももちろん収支の問題あるでしょうし、こちらが余り突っ込んだとこまで発動する、権限を発動するというのはいかがなものかと思えますけども、そこら辺については、そういうふうな指導なり助言そういうふうなことは我々としては当然できるものだと解釈しておりますので、そういうふうな方向ではやっていきたいなと考えております。

○蛭子智彦委員 この点については終わります。

○熊田 司委員長 そうしますと、ほかに質疑ございませんか。
原口委員。

○原口育大委員 30ページの母子等福祉費で、補助金として117万8,000円ですか、高等技能訓練促進事業補助金というのが追加されてるんですけど、これはどんな事業が、どんな内容の事業が追加されたんでしょう。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） これは事業内容というのは、例えばその高等技能ですので、例えば介護福祉士、看護師いわゆる国家資格のあるものを母子の方が将来的に安定的な職業につけるようなものに対して補助をするというのはこの趣旨でございますので、これは事業が追加じゃなしに、当初見込んでおったのが非課税世帯によるものというふうな見込みをしていたんですけども、当初は2名ぐらいを予定しておりました。ところが課税

世帯の人が1名、あるいは非課税世帯の人が1名というふうな形で、見込みよりもふえてきたということでございます。それに伴って今回補正させていただいたということでございます。

○熊田 司委員長 よろしいですか。
 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これも介護保険の関係で29ページということで、これを見ると何かこう事業の組みかえというような印象もあるわけなんですけども、この内容を少し説明いただけますか。29ページですね。29ページの介護保険運営費の関係で。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） これにつきましては、真ん中の介護保険特別会計事業勘定事務費繰出金これについては、当初正規職員が5名の予定だったのが4名に減ったということでのマイナスでございます。あと上の事業勘定の給付費の繰出金、これについては、当然介護保険の保険給付が当初見込みよりも、どんどんとふえてきておるとそういうふうな具体的に述べることができるんですが、言いましょか。

少し大きな話でします。4期、いわゆる平成21年度から、23年度までなんですけども、それぞれの年度において当初に見込みをおきます。最終的に、実績であったり23年度については見込みであったり、この給付費なんですけどもこの推移をちょっと申し上げたいと思います。平成21年度なんですけども、36億1,282万4,000円という見込みをおいておりました。これは実績ですけども、36億8,036万9,000円これが、21年度でございます。22年度におきましては、当初見込みが37億9,895万3,000円を見込んでおりました。ところが、実績として38億3,797万2,000円。23年度ですけども、当初は37億5,875万3,000円を見込んでおりました。それで今の給付費の状況から推定しますと。恐らくや39億9,134万6,000円ぐらいになるであろうと。ですからトータルで当初の見込みを延べで計上しますと、当初の見込みで、111億7,053万の見込みでございました。実績と見込みを含めまして、恐らくや115億0,968万7,000円になるであろうと。差額3億3,915万7,000円になるわけなんですけども、この3カ年で約3億4,000万ほど見込みよりも給付費が上がっているという状況でございます。ですから当然今回もこういうふうな形で、増額というふうな形になっております。

もう一つの地域支援事業のほうにつきましては、これは逆に若干減っている。今回たまたまこれ減っているわけなんですけども、それほど大きな減りではないので、現状維持的

なものからいわゆるこれは本当に予防事業でございますので、何と言いましても大きいのは上の介護給付費これの推移によってこの介護保険が大きく変動するというふうなことが言えるのかと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それぞれの単年度の収支は、単年度でしまいをしてくる中で今年度の不足というか、予想もされるということであると思うんです。介護保険の補正でも、県の安定化基金から4,500万円の借り入れをするというようなことになってるわけですが、こうした安定化基金からの借り入れというのは、ほかの自治体でもよくやられていることなんじゃないでしょうか。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 調査したわけではないので、よくわかりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 というかこの安定化基金への繰り入れというのを、しばらくやってなかったんですね。その理由は何ですか。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） いわゆる4期において、平均ベースとして月3,900円というふうな形の介護保険料を設定しているわけなんですけども、高額の方はその5割増しで、低額の方は7割5分ぐらい減になると思うんですが、このいわゆる設定で今、保険料集めさせていただいてるんですけども、要するにそれを上回る給付というふうな形になります。ですから、どうしても入の部分、もちろん積立金も若干あったわけなんですけども、三千数百万、3,400万ぐらいあったわけなんですけども、それ全部使います。それどもなおかつ、今年度末まで過ごせない入の部分が足りないということで、4,500万の今回財政安定化基金の貸し付けを受けます。これについては、当然5期に支払わなくてはならないお金なので、それが5期の介護保険料に乗っかってくるというふうな形になりますので、かなり5期は非常に厳しいんじゃないかというふうなことが言えるかと思うんです。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっとこの関連まだかなりあるんです。一たんちょっと休憩していただくわけにはいかんですか。まだ大分あるんですけども。

○熊田 司委員長 わかりました。そうしたら暫時休憩で、再開は13時。午後1時とさせていただきます。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時00分)

○熊田 司委員長 それでは、再開をいたします。

午前中の質問に対して、農業振興部長のほうから答弁をお願いいたします。

農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 上田池の耐震機能診断についてどうやいうことだったので、それについて報告させていただきます。平成17年と平成20年にボーリング調査を行いました。平成17年には1個、平成20年には3個穴を開けております。そこからいろいろ判断しまして岩盤の強度であったり、岩盤の透水性等について、調査いたしました。その結果が上田池の安全性の評価結果というのが出ております。それについては、上田池の堤体については、レベル2ということで、震度6弱に対する検討を行った結果、安全性が確保されたというようなことが出ております。そして上田池の堤体の材料の劣化についてですけれども、80年程度経過しているが劣化についてはほとんど見られないと。このようなことによって、今後10年間についても同様の劣化の進行は少ないと考えられるというようなことで、堤体本体についてはそのようなことが出ておまして、震度6弱に対して対応するというようなことが出ております。

○熊田 司委員長 それでは、午前中に続きまして、款1.議会費から款4.衛生費までページは19ページから35ページまでの項目についての質疑を行います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの午前中でも、介護保険の問題で少し確認をしておきたいことがあるんですが、財政安定化基金というのがあって、これは県のほうに基金があるわけですが、この介護給付費が今後ふえていくと保険料を上げるかそれとも給付を減らすかとい

うような議論があつて、国保などであれば一般会計からも繰り入れができるが、介護保険の場合は繰り入れができないということになると、介護保険は文字どおり保険料で運営をするということになって、給付の引き下げか保険料の引き上げかということが大きな課題になってるというようなことの答弁があつたと思うんですが、その点確認したいんですが。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） そのとおりでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一般会計の繰り入れということになると、この予算との関係出てくるんですが、この一般会計から繰り入れをしてはいけないというような規定があるんでしょうか。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） ちょっとお待ちください。これは平成12年11月16日の全国担当課長会議とかの資料に、単独減免の動きに対する国の考え方というふうな文書で、読み上げればちょっと長いんですがどうでしょうか。要点非常にいいにくいんですが。

要するにこの介護保険というのは助け合いの精神でもって成り立っていると。いわゆる保険料、半分は1号被保険者と2号被保険者によって賄っているシステムで、半分は公費というふうなシステムですので、そのいわゆる高齢者等それぞれの減免をすることによって、その負担の助け合いの精神が崩れると。ですからそういうふうな貴重な財源であるので、そういうふうなことは、いわゆる抑制のための一般会計からの繰り入れ等の手段は、好ましくないというふうなことです。ただ私もはっきりとどの条文でというのは確認したことはないんですが、担当課のほうから聞いた話なんですけども、この介護保険についてはいわゆる国保みたいに法定外の繰り入れ、法定内の繰り入れは別ですけども法定外の繰り入れについては認められていないと。ですからこの財政安定化基金のこのたび4,500万計上させていただいておりますけども、そういうふうな形のものしか仕方がないと。それについてはあくまでも貸し付けであり、次の5期で保険料に反映させなさいよと、それがもう原理原則だとそういうふう認識しております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一度国に、県についても結構ですので、こんなこともあるんですね。

これは厚生労働省のほうは今おっしゃったような保険料の減免、あるいは高騰に対して一般財源からも繰り入れというのは適切でないというような見解も事務通達上されてるということであるようですが、しかし、厚生労働大臣これは2002年の3月19日ということで、その当時の厚生労働大臣は、坂口力さんというふうに厚生労働大臣やってたときなんですが、これについては自治体がそれに従う義務がないというような答弁も出てるようです。ですから、自治体の判断の中でやれる範囲は認めざるを得ないんだという、これは当時の厚生労働大臣の答弁それ以降変わってるというふうにはちょっと聞いておりませんので、事務方の考え方と政治家大臣の考え方の間で、そごという食い違いがあるということであるならば、その食い違いがあるのかないのか、事務方のほうが重いのかそれとも国会答弁のほうが重いのか、そのあたりの確認を一度していただきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 我々はあくまでも、厚生労働省、厚生労働省からの正式な文書により判断したいと、これは我々の務めだと思います。それで先ほどの2002年3月19日の、当時の坂口厚生労働大臣の発言かも知れませんが、少なくとも我々のほうには厚生労働省のほうからそういう文書はいただいております。ですから先ほどの考えのとおり進めていきたいと考えております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いや現状そうなんですけども、私が今、求めているのはその食い違いがあるのかないのかという確認をしていただだけませんかということなんです。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 担当課のほうから、担当の県のほうへ一応聞いていただしてみます。

○熊田 司委員長 それでは、ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、３８ページになりますが。

○熊田 司委員長 ちょっと待って、そこまで言ってない。もうこれで一応しますね。

○蛭子智彦委員 ここまでは、そしたらこれで結構です。失礼しました。

○熊田 司委員長 次に、款６．農林水産業費から款１３．諸支出金までの歳出について
質疑を行います。

ページは３５ページから５３ページまでです。

質疑ございませんか。

柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 ３８ページです。３８ページの松くい虫の駆除作業、これは倒木の伐採だと思うんですけどちょっとこれに関連するかと思うんですけど、松くい虫で松の被害が阿那賀、伊加利あの辺から、阿万の青年の家とかも非常に激しく色がついてるので、結構お金を使って消毒してる割にはなかなか減らないと思うんで、ちょっとこれは伐採作業とは違うかもしれないけど、その業務委託したときの効果測定、これだけ散布してこれだけの効果があった何かそういうことって何か考え方あってそういうことやってるんでしょうか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 前回から阿那賀のほうが結構赤いやないかと、松くい虫やられとるやないかというようなことが御指摘あります。実際おまえら薬効いとてるのかどうかということもあります。その中で我々としても、我々だけでなしに県も入っていただいて、実際どうかということもやっております。若干、薬が変わったこともありまして、若干弱く、薬が弱くなってるということもあります。それは環境に優しくというようなことがあって、薬を変えたこともあります。あと、２回やっておるんですけども、地上散布やってるんですけども、やったんですけど今回は猛暑であったり、その関係もあるんじゃないかというようなことが結果的には出ております。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 私の質問は、業務委託したときのそのどれだけの効果があったという、普通はやる前、やった後とかそんなにすぐには出ない話かもわからんですけどね。

何かそういう格好のそのどれだけの効果があったかということをやっているのかどうかということをお聞きしたいんですけどね。こんな伐採はいいですよ。伐採はしたかどうかわかるんですけどね。特に消毒のほうについて、どんな考え方持ってますか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） まず基本的な散布については、うちの職員も立ち会いしていろいろやっています。実際今のその効果については、今現在見てのとおりなんで、結構枯れてるというようなことなんで、なかなか苦慮してるようなところです。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これはもう公有林というのか、ほとんど県有林のものの駆除というふうに思うんですが、例えば民有地、民有林こういったところで松くい虫の被害が多いと。そういう場合、そういう境界を定めて防除したり伐倒したりすることになるんでしょうか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 今、山林というようなことで防除しております。一般的にエリアを決めておりますので、慶野松原ですとそのエリアの中で民有林であっても実際やっています。しかし、伐倒についてはその所有者原則として、所有者にやっていただくと。当然県道のところで松枯れがきてるやないかというようなことになれば、当然県のほうの県道管理者のほうに伐倒をやってもらおうというような考え方です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その枯れてくるということは結局そこには松枯れの虫がおったり、やっぱりそこが寄生をしておったということで、広がる原因になったりもすることも考えられます。そうすると民有地であって伐倒なりがおくれた場合に、そこが一つの原因になって広がるということも考えられる。そんなケースも出てくるんじゃないんですか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 一般的に言われているのはマダラカミキリによってマツノ

ザイセンチュウというのがその気管の中に入っておりまして、それが6月ぐらいに松にあちこち飛び回ると。そこからマツノザイセンチュウが入って行って樹脂道を破壊して、枯れていくというようなことになってます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、民有地、民有の林であったとしても、一定そういう根本的に、どういうんですかね、松くい虫あるいはマツノザイセンチュウなどが、はびこらないように予防的に防除的に伐倒するというような考え方、消毒散布も当然予防ということもあるんですけどね。伐倒もこれ防除の効果あると思うんです。そういうことから、必要な対応ということもできるのではないのかなと思ったりするんですけども、予防的な観点からね。どうでしょうかね。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 御指摘のとおりそれも赤くなったらどんどん切っていってええやないかということなんです。それはそのとおりやと思っております。今現在はしかし、そのエリアを決めた中でやっていっておるというような現状です。今の御指摘のとおり、そのいろいろ相談等受けてその相談については対応していっておるのが現状です。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 これ恐らく、伊毘、うずしおラインの伊毘から福良、伊毘から阿那賀へかけてのことだと思うんですけども、大体どれぐらいの数量の伐倒するのかな。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 今回は243立米になっております。金額的には、37万8,000円ということです。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 本数でどれぐらいや、あとそやからこれ僕なんか見た勘定で言えば恐らく松がほとんどないような感じになるんじゃないかというような心配もしてるので、そこから何本ぐらい、本数でどれぐらいか、ちょっとわかります。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） ちょっと立米換算表持ってないんですけども、直径とその木の高さありますね、それで立米を出してこれが0.3立米であれば0.3で割り戻した本数を出すというようなことがちょっとその係数表は持ってないんで申しわけないんです。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 これ処分までですね。要するに、処分費も入ってるということですよ。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 一般的には伐倒して薬剤をかけるというのが、それとまた持ち出しをするような場合もあります。これは、切ってそのまま薬剤散布やと思います。

○熊田 司委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 40ページですが、大鳴門橋記念館の改修工事ということになっておりますが、これの内容について説明いただけますか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 大鳴門橋記念館の今中にあります人形座これがあいてくるといことで、それに合わせて大鳴門橋記念館自身をリニューアルするような形の中でとります。この中で去年コンセプトづくりというのをやりまして、今、淡路ほんもの体験ミュージアムと旅の駅うずの丘というような形の中で、あそこの建物の内部改装を今計画しております。その計画に基づくための実施設計の経費として今、500万の計上をいたしております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もう一度内容、具体的な内容どんなものが考えられてるのか、もう少

し説明いただけますか。ちょっとわからなかった、二つほどおっしゃられましたけども中身ちょっとわからなかったんで。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） まず特産品の開発や加工、また交流サロンの機能を持たせ合わせて、見せて売するための店舗改修であるとか、施設改修を行って客の目線に立ったような情報発信も行くと。そういうふうなものに改造していくということでやっております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、売店をふやすというような、大ざっぱに言って。あと体験的なものをつくるとか、そういうようなことですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今おっしゃったように、例えばレストランを直したり、加工ブースをつくったりと、また売店を改善したりとかそういうふうな形の中で考えられております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これ人形座が出てからということになるかと思うんですけども、聞くところによると3月25日完成が、新しい人形会館の完成が微妙で、厳しいと。いつごろになるかということになると、ちょっとそれがわからないというような話の中なんです、これはいつごろから改修工事に入る予定ですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） まずこの設計を23年度中に実施設計を行いまして、24年度に工事にかかると。当然うずのくにと話をしながら、当然お客さんの一番少ない時期を目指して、当然その部分においては閉店とかそういうのもありますので、そういうのもあわせて協議しながら進めていきたいとは考えておりますが、まずは、実施設計をして準備をしないといけないということで、23年度中に実施設計を行うということで、

このたびの予算になっております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということはこれはもう当然、県と協議をして県の判断、同意してやっているということですね。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然、県とも話は当然します。その中である程度設計書なりも持っていないと話をしにくい部分もあります。具体的にこういう形の中で動きますという話はしております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、まずプランを先につくってそれで県の了解を取るという段取りですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今言いましたように、コンセプトづくりは一応済んでこういうものをやりますという話と概略の話はしております。こういうもので進めていきながら、実施設計を組み立てていくという形になります。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということはこれからプランを煮詰めて、人形座が完成いつごろになるのかわからんですが、出してから最終煮詰めをして、実際の工事に入ることになった場合は、まだちょっと時間がかかるような話ということですね。実際に改造スタートするとしても、この夏には間に合わないような印象もあるんですけども、いつごろからというふうな考えでおられますか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 先ほども申しましたように、うずのくにとの協議をしな

がら、実際お客さんの一番少ない時期を目指してやりたいと、恐らく秋以降に客の少ないときにしないとお客さんの多いときやると売り上げも当然上がりませんし、そういう形の中で進めていきたいと思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは秋ごろから工事入りたいということですね。秋ごろには完成してますか、人形会館は。完成してないとこれ話違ってきますからね。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 当然３月末が今、厳しいというようなこの間も議会で御答弁させていただきました。今、申し上げるのはそれはそういう時期には、当然完成してあるということでないとおかしい話ですし、そういうことだと考えております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 遅くても秋、早ければもっと早くできると。できるというか、早ければ早いほどですね。完成が早いと。完成が秋までにできると仮にしますでしょ、そしたら仮に５月に仮に完成すると、そしたら秋までの間何も空き家の中で営業していくというようなことになるわけですね。その出してから実際に工事に入る。その間何カ月かは、売店も何もリニューアルされてない状態であるということですね。そうなるんですね。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然うずのくに自体のその営業方法がここあいた状態で、例えばそこがどういう形であいてるかということによって、その辺で例えば客を寄せられるのであればそれは考えるとは思いますが、うちがこうせい、ああせいとか言うんじゃないしに、それはもう向こうが考えることだと思ってます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 仮に新しい人形会館に移したとしても、こちらで使える施設があるのであれば、土日何かの興行するとかそんなことにはこれはならない、ならない話なのかな人形としては、施設があっても、何か遊んでるというのももったいないような感じもする

んですけども。そういうことにはならないんですか。何か使わないと売り上げが、うずの丘もどんどん落ちていくような気がして仕方がないんですけども。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 当然完成すれば、新しいところで営業公演はするということのみの今考え方でございます。場所的には。

○熊田 司委員長 ほかに。
原口委員。

○原口育大委員 今の件なんですけど。この財源が特定財源でその他となっておるんですけど、これはどこから出てくるんですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 基金の中から出していくという形になります。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 基金というのは、どこの基金から出るんですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 大鳴門橋基金で積み立ててある分からです。ページは16ページに一番下。繰入金の中にございます。

○熊田 司委員長 よろしいですか。ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 43ページですが、団地建設工事費で1億4,591万6,000円ということで、かなりの減額になってるわけですが、この内容について説明いただけますか。

○熊田 司委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山田 充） 1億4,591万6,000円の減額につきましては、入札による入札減と、それと本年度の事業消化見込みを計算した中での減額で、次年度へ送る形になります。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今の内訳はどうなってますか。

○熊田 司委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山田 充） 工事費の関係で1億4,100万の住宅建設の工事請負に減額ということで、あと解体工事にともなうのが491万6,000の減額ということになっています。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういう分け方もあるんですが、入札減の対応がどれで、執行残がどれでということで分けた場合どうなりますか。

○都市整備部長（山田 充） ちょっとお待ちください。

○熊田 司委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山田 充） 入札減につきましては、約6,500万それで残りについては、事業の年度配分ということで、今年度事業が44%全体の44%を計画していましたが、残りが34%という形で次年度へ送っておる形です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 人形会館の例ばかり出してなんですが、結局人形会館のほうも入札減だったか、工事入ってみると思わぬ費用がかかったということで、補正増額ということもあったわけですが、それから執行についても、結局執行ができなかったので会検から国費返還というような話が出たとか、そんなこともあったわけですが、この執行残、入札減それぞれ人形会館であったようなことというのは、まず防いでいただかなあかんわけですが、その点いかがですか。

○熊田 司委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山田 充） 私どもの現在の進捗状況としては、基礎杭工はほぼもう終わってまして、あと基礎から1階ずつ積み上がるだけになっております。ということで全体的に考えると、もう変更の部分がなくなり、あとは完成に合わすという形になっておりますので、今の段階では、変更余りないというふうに考えております。

○熊田 司委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは51ページになるんですけども、51ページそれから土木のほうも51ページから52ページにかけての災害復旧ということになってます。これも箇所づけもあって査定もまだ12号は終わってるけど15号のほうはまだ終わってないという中でありますが、再度、何回も説明聞いてるんですがそれぞれの箇所、何カ所それぞれあるかということについて、何カ所ありますか。農業災害、土木の災害復旧の個人の該当箇所。それで査定が終わってるものと終わってないものと。どうなってるのでしょうか。

○熊田 司委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山田 充） 私どもは公共土木施設災害のほうについて、説明させていただきます。既に災害査定が終わってますのは、6号、12号という形で9月2日までの分でございます。そこについては、今現在道路としては6件で、河川が13件、そして今現在、査定を受けたところの15号と後の大雨がございました。それにつきましては、道路が10件で、河川が32件ということで、トータルにしまして、道路が16件、河川が45件で、査定額、申請額が2億5,700万という形で概算の形になっております。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） うちのほうでは、全体で380件と。査定については、おおむね8割近くまでできていると思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一番大きく目立つものとして三原川の河川市道の復旧工事、今ようや

く入っておるわけですが、大きな台風というのか15号以降はなかったわけですが、本来であれば応急的な対応も必要であったんでないかというような声もあるんですけども、その点いかがでしょう。あそこは査定終わってない段階で既に工事に入っているということは、それはそれで本当に努力してるという印象もあるんですが、一方でその応急的なものもやってもっと早く対応するべきじゃないのかという声も一方ではあるんですね。その点ちょっとお考えを伺わせていただきたいと思いますと思うんですが。

○熊田 司委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山田 充） 災害につきましては、災害が起きてから災害査定申請を受けて、それで工事発注という順序になっております。その中で、応急、緊急的なものにつきましては今回の三原川のように、もう既に入札しておりますけどそれは災害査定を行う以前におきましてもう県と国とも協議を行いまして、システマ的には、仮復旧と本復旧がありまして、あれについては本復旧という形で重要路線でありますのでやらせてくださいという形で、仮復旧にしても同じような工法、費用が倍かかりますのでそういうことをお願いしております。あと、重要路線と重要な河川については仮復旧とかそれはそういう形で対応しているところもございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 河川の関連になるので、たまたまそれ以降その大雨はなかったわけですけど、仮に去年のように11月後半にも大きな雨が来るといようなことがもしあった場合に、堤体が持つのかというような心配もあるんですね。道路は迂回路があるのでそれはそれで確保されてたんですが、堤防というのは予備のものがなくて、大雨が降った場合どうするんやという心配が常にあったわけなんですよ。そのあたりの考え方についてはどうなんでしょうか。

○熊田 司委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山田 充） 今、河川のことおっしゃってるわけなんですけれど、私も災害以降現場を逐一把握、災害状況を把握しましてその状況を見て判断し、これは応急工事が必要であるものについては、土のうを講じたりというふうな形はしております。やっぱりそういう現場を一つずつ確認しての判断をさせていただいておりますので御理解のほどをよろしくお願いします。

○熊田 司委員長 ほかに。
北村委員。

○北村利夫委員 43 ページ。住宅建設費これ減額が非常に大きいんですけども、この
原因は。

○熊田 司委員長 さっき蛭子委員のほうで質問あったんです。同じ内容なんで。済み
ませんが。

○北村利夫委員 そうですか。

○熊田 司委員長 申しわけないです。ほかに。
北村委員。

○北村利夫委員 36 ページ。畜産業費でこれ負担金として、広域行政のほうにして
るわけなんですけども、これは負担割合でこういう形になってくるんですか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） これにつきましては、当初8億円の工事をするとい
うこととございました。それが2億円の工事に減額になったというようなことで、このように
負担金が減っているということとございます。

○北村利夫委員 いや、違う項目と思います。

○農業振興部長（奥野満也） 食肉センターですか。済みません。申しわけないです。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 食肉センターにつきましては、当初2,799万とい
うようなことだったんですけども、広域のほうから割り当てのほうで、3市それぞれふえ
てまいりまして、私どものほうは2,956万2,000円というようなことにまいりまし
た。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ負担割合というのは決まってると思うんですけども。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 負担割合ですけれども、均等割と牛の頭数割りというのがございます。金額が決まっておりますが全体ですけれども、均等割は全体で2,481万3,000円。頭数割りですけれども5,037万8,000円ということになっておりまして、全体では7,519万1,000円ということになってます。ちなみに、洲本市ですけれども、2,690万6,000円、淡路市が1,872万3,000円と私どもは2,956万2,000円ということになっております。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ頭数割りというような話がさっき出たんですけども、ここの処理能力というのはどれぐらいあるんですか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 処理頭数で、たしか6,000ぐらいだったと思います。今現在が大体4,000頭数ぐらいしてると思います。ちょっとお待ちください。確認しますので。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 解体ですけれども、1日の能力が40頭でございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 実際、1日に何頭処理してるんですか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 22年度の実績でいきますと、3,689頭ということで、1日に直しますと平均21頭です。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ここの最初建設するとき、7,000頭ぐらいで採算が合うという形で多分建設されたと思うんです。それは今も約予定の半分なんですよ。そやからどうしても負担、いわゆる各市の負担が多くなっていくということなんですけども、これはここの建物のいわゆる最終償却というのは、いつになるんですか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） ちょっと資料が持ち合わせてないんですけども、竣工したのが平成12年です。一般的に30年とかいうのがあったりしますんですけども、例えば機械のものによって若干違ってきますんで、そこらまた調べたいと思います。よろしいでしょうか。

○北村利夫委員 それじゃ、終わっておきます。

○熊田 司委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ケーブルのほうとの関連もあるんですけども、この災害復旧の関係で12号でケーブルテレビ放送網が、切断されて大変やったとその復旧工事というのは既に終わってるんでしょうか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 台風によってケーブルの断線というようなことがあったんですけど、関電柱に共架しているケーブルの光ケーブルそういったものが、丸山、津井間の県道の部分と灘で土生のところで、あったわけなんですけどそれについては、仮復旧そういったものは終わっております。

○熊田 司委員長 ページ何ページ。

○蛭子智彦委員 災害復旧の関係で公共施設とかありましたね。災害復旧土木復興公共施設じゃなかったですか。

○熊田 司委員長 それはケーブルのほうのどう。

○蛭子智彦委員 あとで聞いてもいいんですけど。公共工事の公共施設の関係で、公共施設５２というのがありますね。５２ページ。公共施設災害復旧費というのがあるんですけども、公共施設というようなことで、ケーブルもこれに関連してくるのかなと思って、これは違うんですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） このうち全額じゃないんですが、このうち１２０万は、広田梅林での崩壊の修繕の分です。

○熊田 司委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） もう１件は八木寺内の清掃センターののり面工事であり
ます。その２件がここに挙がっております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしましたらそのケーブルテレビのそういう線の修繕費というのは、
ケーブルテレビ事業の中で出てくるんですね。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（淵本幸男） 今回のケーブルテレビ特別会計の補正予算に出てきておりま
す。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 あと１点、５３ページです。企業誘致の基金の積み立て５億円という
ふうになっておりますが、現在この基金残高が１億５，０００万円あるんですね。とすると
これを足すと大体６億５，０００万円ぐらいなものになるということになるんですけども。
それは全体事業費との関係で、一般質問の中で１４億円ほどの支出が考えられると。
その対応として、今から５億円積み上げておくというような説明であったように思うんで

すが、それは間違いないですか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 間違いございません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと今後も基金の積み上げということが考えられるんでしょうか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） この制定して5年ということで、時限立法でしてます。期限切ってます。必要であれば再度またそうした理由があるということであれば、そういう可能性もありますし、もし期限切れたときにまた再度そういうものが必要やということであればまた考えたいそのように思ってます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしたらこの5億円に期限を切ってるということですか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） いや昨年この基金条例おいたときに5年という期限を切ってます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これの期限は切ってますが、限度額は設定されてたんでしょうか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 限度額というのは、上限ですか、積み立ての。そういうものは設定しておりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これもいろんな質疑がありましたが、どこまで支援するんだというようなこともあったり、それから一般質問の中では補助金の返還は求めないというようなことちょっと表明されてたようですが、これ細目、今後協定の中で、煮詰めていきたいということであったかと思いますが、それが出てきてからだとやっぱりちょっと遅いというようなこともありますので、やはりそのある程度の限度額ということは、もううちうちでもいいですから決めておくことがいいんじゃないかということと、その助成をしていくですね。それとやはりこれから調整して詰めていくということではあるんですが、やはり補助金についての考え方というのはやはり、しっかり持っていただかないと本当に大変なことになると思いますのでね。その点は財政のほうから何らかの縛りをかけるとすれば、基金の条例、基金条例などでもやはり限度額設定しておくということも必要でないかというふうに思うんですけども、そのあたりは財務部としてはどのようにお考えでしょうか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） この基金についてはそれだけの目的を持った基金ではございませんので、大学の誘致に対する助成についてはやはり何らかの形で、上限なり、今おっしゃられた上限なりを設ける必要はあるというふうに思ってますので、この基金とはちょっとまた意味合いが違ってくというふうに思います。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ関連なんですけども、いわゆる企業誘致というネーミングが入ってるんですけども、企業誘致の場合は企業誘致条例、いわゆる補助金の関係入ってるんですけども、こんだけの金額積もうと思ったら、何ぼの投資がいるとおもわれますか。この5億、企業側が。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） いや助成する定員にもよるとは思うんですけども、そのどう言ったらいいのかわからへんけど。要はどういうふうな形で助成するかによって、事業費は決まると。本来は事業費があってそれに対してどういう助成をするかと、こういう形になるかと思います。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いやそやからこそ、この今、大学誘致の話もちょっと出とったんやけども、その大学がどんだけいわゆる、企業としてきて100億、200億投資するんだったらそれに見合うだけのまた補助金の条例で決めれると思ってるんですけども、今この5億、で、1億5,000円ですか今まで積み立てたやつ、6億5,000。そうしたら普通この6億5,000を原資にして、補助出そうとしたら、全部使い切ろうとしたらね、この6億5,000をなんぼぐらいの投資があればこれだけの補助金が出せるということになるんですか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） それは今からの話の中で決めていくことであって、今ここで事業費もきっちり固まってない状況の中で申し上げることというのは差し控えたいなというふうに思います。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 普通、企業誘致条例ときた場合は、いわゆる固定資産に見合う金額が、今5年ですか、そしていわゆる雇用に対して幾らかの補助をしていくということだから、おのずと上限は決まってくるわけですよ、投資金額によって。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 想定される部分については、やはり大学用の施設整備をしないといけないので、施設整備に対する助成と、来ていただいて、経済効果等勘案した中での奨励金的な部分との二つに分かれてしまうというふうなことなんで、一概にはどれだけの事業費というのは、今の段階では煮詰まってないということでございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 今そう言われるけども、当然ここへ来た場合今、志知高校の跡地の話なんですけども、その土地にしても建物にしてもいわゆる無償譲渡になるのか、長期貸し付けになるのかによって、全然向こうが市に払うお金が変わってくるわけですね。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 市に払うお金じゃなしに、向こうがきっちりそういう施設整備なりして大学運営するんですから、市が助成すると。あくまで民間ですので、公共性いわゆる大学という教育の場を持っているということで、施設整備に対して助成すれば、そうした起債の部分が適用になるよということですので。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 当然その部分については、いわゆる来る大学自身も国ないし、県もあるかですけども、補助金は出てくるというのは市から出すものといえればそれよりも多いということはまずないと思う。普通は枝葉の問題だと思うから。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 大学設置する場合の施設整備等については、国からの補助金はゼロというふうに聞いております。それで運営経費については、規準に基づいて本議会でもあったかと思うんですけども、二つの名目によって、運営費補助というのが出ますけども、最初の設置する費用については国からは助成はないというふうに聞いております。

○北村利夫委員 終わっておきます。

○熊田 司委員長 では、ほかにございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思います。

皆様から自由闊達な意見をいただきたいと思いますので、挙手の上よろしく願います。

もう何もございませんか。わかりました。

意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第５９号 平成２３年度南あわじ市一般会計補正予算（第３号）について原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○熊田 司委員長 挙手多数であります。

よって議案第５９号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

説明員入れかえのため暫時休憩します。再開は２時５分からとします。

（休憩 午後 １時５５分）

（再開 午後 ２時０５分）

① 議案第６９号 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○熊田 司委員長 それでは、再開いたします。

続きましてまず、議案第６９号 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 体育指導委員がスポーツ推進委員と変わってるんですけど、これはやっぱり法律で名前が変わったからということかと思うんですけど、どういうふうなことになるでしょう。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） おっしゃるとおりその上位の法律によって、その名前が変わったということでの今回の改正でございます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 法律で名前変わっただけで、実質的には全然何か目的とかの中で変わ

ったところはないんですか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 申しわけございません。ちょっと詳しくは、詳細まではちょっと知れておりませんが、ほとんど名前だけの変更ということでは聞いております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 なかなかこの地域に選任を委託されてもなかなか手がなくて困ったりするんですけど、逆にだって会議とかに全然年間出て来なくても、年額の報酬は受け取ってるという批判を聞いたりもするんですけど、そういうことは余り好ましくないような気がするんですけど、そういうことについてはもう決まった以上は、委員会等出て来なくても、年額というのは支払わなければならないということになっているわけでしょうか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 当該委員につきましては、自治会のほうから推薦で現在選ばれてるということを聞いております。おっしゃるとおり年額という報酬で規定されておりますので、現在その回数であったり、また欠席したからどうのこうのというんじゃないに、決められた毎年幾らかということで、決まっております。ただいま、御指摘あったような形で例えば、今後なんですけども例えば1回当たりにしたほうがいいのかとか、そういう議論はあるかと思いますが、現在のところは年額という規定でございます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 仕事の中身が、会議に出席するだけでなくいろいろずっと年間通じて、地元とかではあるんだと思うので年額になってると思うんですけど、そこら辺が余り何かうまいこと考えてもらってしないと、あとはもう皆、日額というのが今主流になってますので、やっぱりきちっと仕事をしてないとしたら、そこら辺がチェックなしに支払われてしまってるとしたらちょっと問題があるかなと思いますので、そこら辺も何か考えることができるのであれば、今後に向けて考えてほしいと思うんですけど、それは可能なんですか。いろいろ。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 例えば非常勤の特別職ほかにもたくさんございますが、会議でありましたら明確な1回ということで、規定はできております。しかしながらこのスポーツの委員さん方につきましては、会合であったり活動であったりということがございますので、その1回というのをどういうふうな形で規定していくのかというような、課題もございますので、また報酬審議会ございましたらまた、今の御指摘もまた報酬審の中で議論をしていきたいと考えております。

○熊田 司委員長 よろしいですか。

では、ほかにございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

この件について、委員間討議ございますか。

別にありませんか。

意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第69号 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○熊田 司委員長 挙手多数であります。

よって議案第69号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第71号 南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

○熊田 司委員長 次に、議案第71号 南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

別に委員間討議もよろしいですね。

意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第71号 南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○熊田 司委員長 挙手多数であります。

よって議案第71号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

③ 議案第72号 南あわじ市ケーブルネットワーク淡路施設条例の一部を改正する条例制定について

○熊田 司委員長 次に、議案第72号 南あわじ市ケーブルネットワーク淡路施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この内容について少し思うんですが、デジタル放送の対応などもあったりして、用語の変更とかいうのがあるんですけども、ちょっとね前にも聞いたんですが、ケーブルテレビで流せる自主放送番組はもう1局しかできないんだ、1回線しかできないんだというふうな話がこれまであったわけなんですけども、それで例えば生実況中継をしようと思っても、その番組編成上制約があるという話だったんですが、これはどこに規定されてるんですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） 規定というのはございませんけれども、総務省の認可ということで、そういう形で自主放送は1チャンネルのみということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 開局するその放送どれぐらいするかというのはやっぱり、公共電波に乗せるんじゃないくて、ケーブルの中で簡潔するものであるにもかかわらず、なぜそういう制約が加えられるのかというのがよくわからないんですけどね。それが障害、その実況放送とかいうこと障害なってるとしたら、自分らでお金を出してやっているものに制限加えられる放送番組を制限せざるを得ない。どんな公共電波を使ってるわけでもないのに、なんでそんな制限を加えられるのか、他チャンネルいろんなこういう有線放送の再放送とかそういうものとは違って、自分たちがつくる番組に対してなぜ制限されるのか。この意味本当にわからないですね。その認可条件があるとすれば、その認可条件の根拠になっている法律や規則いうのもあるように思うのですが、その点総務部長、いかがですか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） この以前は、ケーブルテレビ放送法、放送電話法というのがありまして、それぞれ南あわじ市の場合は近畿電気通信局、そういったところへの許認可申請を行うわけなんですけど、先ほど言われたようにケーブルテレビについては有線というようなことで、電波でもないというような部分があるわけなんですけど、これはやはりアナログでもデジタルでも放送域で、周域がありましてその中の部分の一部を、ケーブルテレビの活用できる電波にしても有線にしても同じやと思うんです。その中にその周波数の部分だけが、ケーブルテレビが使える大局というようなことがありますので、その中で許認可というようなことになってこようと思います。根拠としての今は放送法になるんですけど、その放送法の中身について、また調べてみたいというように思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 衛星放送でもこのごろWOWOWとかいうたらWOWOW1、WOWOW2、WOWOW3とかいうその民間事業者でも、放送電波帯を何本も持っていると、

これだけ公共性のあるケーブルテレビ、災害、防災的機能を持ったものであると。地域とのコミュニケーション大事にしなければならない役割もあると。それに対してその制限を加えていることのほうがおかしいというふうに思うんです。ですから、そういう点。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） このケーブルテレビ事業そのものについては、公共性がある行政がやる、民間がやるそういった部分はほとんどその中には考慮されないというように伺っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから民間事業者であれば、その衛星放送3局も4局も電波認可されるわけでしょ。営利団体であればね。ところがこれだけの公共性の高いものが返って制限されていると、いうことがおかしいんじゃないですか。そのように思うんですよ。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） それらについては、一度調べたり、またその許可元になるそういったところへ、照会してみたいと思います。

○熊田 司委員長 ほかに。ございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。御意見ございませんか。

意見がございませんので討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第72号 南あわじ市ケーブルネットワーク淡路施設条例の一部を改正する条例制定について原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○熊田 司委員長 挙手多数であります。

よって議案第72号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑤ 議案第65号 平成23年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）

○熊田 司委員長 次に、議案第65号 平成23年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 台風12号による災害の一部で、被害の一部でケーブルネットワークが断線というか使えなくなったと。その仮復旧は終わってるということですが、このケーブルテレビで被害を受けた箇所と被害額について、説明いただけますか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） 台風15号接近による豪雨の被害については、灘土生の土砂崩れとそれから、津井、丸山間の土砂崩れの部分2カ所でございます。それで、灘、丸山の事業費については1,860万円の計上としております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 灘が1,860万円、全部で、足して1,860万円。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） そしたら個々に。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） 灘の部分については730万、それから丸山の部分については1,130万円でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 確認しますが、この丸山、津井間の部分は例の小磯水産、タツミ水産のあたりの箇所ですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） そのとおりでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この1,130万円で仮復旧ということになってますが、本復旧に向けてはどんなことになるのでしょうか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） 1,130万円の部分については、仮復旧部分と本復旧部分の丸山部分の費用でございます。それで、本復旧のほうについては、今後12月中には工事を実施したいと思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 丸山津井間はもう本復旧まで終わってるということですか。まだ今後あるのでしょうか。あるとすれば、どれぐらいの工事が考えられていますか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） 丸山の部分については、丸山の部分それから灘の部分の仮復旧については、部長、申し上げたとおり仮復旧は済んでおります。それで、今後12月末までには本復旧をしたいと思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 総務部長、お伺いいたしますが、その本復旧が大体どれぐらい要するというふうにお考えですか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 先ほど、丸山、津井間の部分で1,130万ということなんですけど、そのうち本復旧については約400万円でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、1,130万円のうちの900万ぐらい終わっていて本復旧工事に、本復旧工事は400万円まだ今後も要ということですね。合計で1,130万円ということですね。それで、これの工事費として今、ここに出されておりますのは、この修繕料というのはちょっと違うと思うんですが、補正予算の中にはこれ出てこないんですかね。もう既に終わってるということで、流用してやってるということですか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） この予算の中では、財産管理費の需用費、修繕料のなかに入れさせていただいております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この工事費の財源はどうなってますか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 財源につきましては、この2分の1を保険料で賄う予定で歳入のほうに計上させていただいてます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 残り2分の1は、一般財源から充てるということですか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） この特別特会の財源の中で充てさせていただくということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もうちょっとわかりやすく言っていただけますか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（淵本幸男） このケーブルテレビ特別会計の歳入、一般会計でいいますれば、一般財源そういった部分で活用させていただくということです。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっとわからないんですが、たしかその部分は通行止めにもなったりして、大変道路復旧の工事もあったと。あれは、県の県道なので県がやるのかなと思っておりましたら、その道路復旧工事については、C E Fが全額負担してるというふうに聞いてるんです。今お聞きしますと、このケーブルテレビの修繕についてはC E Fの負担が今、ゼロですね。これちょっとおかしいんじゃないかと思うんです。県道の復旧はC E F、風力発電の会社が負担しておるのに、ケーブルテレビの復旧は何か全部市が保険金から一般財源から充ててするというのはちょっとおかしくないですか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（淵本幸男） 私どものほうで聞いておりますのは、県道の部分についての管理者としての土砂撤去、そういった部分については県が発注して今そういう復旧が終わってるというように聞いております。また、私どもは関電柱に共架させていただいているというものでもございますので、それぞれの関電であれば、関電が管理者に電柱の管理者ということになってきますので、それぞれ応急復旧なりをそれぞれの管理者がされているということでございますので、私どもの共架させていただいているケーブルテレビの光ケーブルにつきましても、管理者である私どもが応急復旧をしたというようなことでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 何かもう一般質問でも例えば災害で民間対民間の話であれば、民間が負担するのは当然やというような市長答弁あったと思うんです。あそこの土砂崩れの原因は、C E Fの盛り土が崩れて自然災害とはいいながらも崩落の原因はC E Fであるという

ことから、例えばワカメ工場の損害賠償についてはＣＥＦがやります。あるいはそこに隣にワカメ工場だけではなくて、もうちょっとあったわけですが、確かに県が管理者ですから工事の発注は県がしないことにはできないものであろうと思うんですが、それにかかった費用は県が出してますか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 私の聞いている範囲ではそういうことだということで、聞いております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうするとちょっとおかしい話になると思うんです。それはそうであると言うならばそれでいってもらっていいんですよ。もう民間の建物であっても、池であっても、土砂であっても崩れてきたものが、公共的なものをあるいはいろんな被害与えたとしても、それは全部市が見ますとか県が、国が見ますということでいくんであったらそれでいいんですけれども、これ今回このことについては、ＣＥＦの工事が原因によって土砂が崩れてそれを撤去してるという事実がはっきりしております。これはね。市長公室長、どうですか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 今、委員のほうから御指摘のあったワカメの加工工場それから水産会社等については、今その補修等については地元の方と協議を行っているとかＣＥＦがということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしたらこれ南あわじ市も、ＣＥＦに対して工事費の請求をしないといけないと違うんですか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 私どもが聞いている部分としては、今現在ですよ、ＣＥＦが林地開発を行ったと。それについてはその林地開発上のいろんな工事の内容、クリアしな

ければいけない施設、そういった部分で適切に工事されたんだと思います。そんな中で、今回300ミリを超えるような大雨があったというようなことで、盛り土にされてる土砂が崩れたというようなことのようにです。それでこれが原因者がこういう原因を原因者としての賠償責任を負うものなのか、自然災害なのか、そういった部分が非常に確立したというか、そういった断定はできるようなには今の段階ではないと思います。そんなことで、私どもはあくまでも、県なり、関電そういった部分の対応も見きわめながら今判断させていただいておるというふうなことでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしたら確認をしたいんですが、先ほど県が発注した事業で、県が全部負担をしておるといふ話はどこで確認しておられますか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 私どもは、担当者のほうで確認をしていただいたということですので、その詳細については私のほうでは存じてないんですけど、先ほど申しましたようにそれについては、県が発注して撤去工事を行ったというようなことを確認させていただいてます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いやだから、県の例えばこれ土木の事業ですわね、土木管理者おられますね。土木の管理者と確認をしての話なんですか。どこと、どう話をしたか今、聞いておるんですけども。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） それちょっと確認させていただきたいと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 実は、委員長ね、こういうこと僕思うところあるということ総務部長にちょっと事前には、お話をしておったんですね。ですからちゃんとしたね、きょう答弁していただけると期待しておったんですけども、今後は、事前にもちょっと言うてあったも

んで、時間的にも余裕が、僕の言うことが伝わらなかったのか、それでもやはり的確にやっぱり答弁いただきたいと思います。私はもうその県の治山課なりに確認をして、そしてこの事業については、C E Fに原因があるので、C E Fの対応であると。それで土木のほうともそういうお話も確認もしたつもりなんですけども、少し話が食い違うということと、それと筋としてその民間事業者であったとしても、たしか工事協定、事業協定、これは事業協定にもかかわる話であって、市長としてもその災害防止に努めてくださいという念押しをしておりますね。してあったと思うんですよ。それで工事の原因、それは盛り土が崩れた我々も総務常任委員会で、見に行ってきましたしね。それでこれは大変やなど、それでもう1カ所ありますという話もあったわけなんです。それで撤去についても今、工事もやっているわけなんですけども、補償もまだこれから補償交渉しているという段階で、ここにはこの補償交渉に対して、県が今出てこないですね。C E Fという会社とその被害を受けた方々との間で話しはしていることなんです。それで今、市としてはもうとにかくとりあえず復旧しましたと、それはそれでいいと思うんですよ。ただその費用については、これ私質問しなかったらそのままいきますね、確認もせずね。終わってしまう。しかし、民間と民間の間では補償問題が出てきてるのに、民間と市の間では補償問題というのは話をしてお互い了解ということだったらそれで結構なんです。しかしそのそういう問題意識が今のところちょっと欠けてるように思いますよね。思うんですよ。その補償はもう進んでる話なんで、その点はしっかりやっていただきたい。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 先ほど委員おっしゃったように、この原因が事業者にあると、そういうことが言い切れるそういう部分であるのであれば、そういった当然財源も要ることなんで、そういう部分については要求することになるわけなんですけど、そのこれが自然災害なのか、そうでないのかいう部分が非常に難しいと思います。そこら辺については、もう一度県なりも確認して適正な対応していきたいというように思ってます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは市長公室に、私、確認したと思うんです。原因者はどこにあるか、それはC E Fにあるということで話聞いていると思うんですよ、市長公室のほうも違いますか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎）　　ＣＥＦが今、地元と協議をしているというところについては先ほどもお話の中で出ておりました。丸山地区と事業協定書を結んでおると、その中で万一災害が発生して地域の住民の方に、財産に損害を与えた場合はその復旧または補償を行うというようなことが、第３条に書かれております。私のほうからどこに原因があったかというような明確なお答えはできないんですが、この工事協定にのっとってＣＥＦが真摯に地元の対応をしていただいているというふうに思っております。

○熊田　司委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　これも以前の話ですけれども、県民局の治山課の担当課長の話として、私は市長公室にお伝えしたと思うんです。何回も言っていると思う。何で確認しないんですか。

○熊田　司委員長　　市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎）　　原因の究明というのは私どものほうでは、そういう役割もないんですが、治山課のほうとは２次災害の防止というようなところから、いろいろ助言をいただいて事業者がその２次災害防止のために、今まさに工事を行っているというところでございます。

○熊田　司委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　違うんですよ。治山課のこういう課長がはっきりと明言しているということを私はあなたに伝えました。何で確認しないのですか。そのことを聞いているんです。

○熊田　司委員長　　市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎）　　原因がどこにあるかというような、私のほうでは問題とは別にですね、やはりこの事業協定を忠実に守っていただくというところに重きを置くべきかなというようなことでこのような答弁をさせていただいております。

○熊田　司委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　いやいや、どこに原因があるかということをはっきりさせないと、補

償の話も出てこない。再度災害の防止対策も出てこない。また市の施設も被害を受けている。当事者じゃないですか市長公室も。当事者でしょ。当事者として対応せなあかんわざわざ私はこうやってこんなことになってますよと、お伝えしているのに当事者として何で対応しないんですか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） また確認はさせていただきます。しかしながら、しかしながら今まさに地域の方とそういう復旧または補償の協議も進んでおると。あるいはまた2次災害防止の工事も進んでおるというようなことから、事業者自体については、ある程度の責任を感じてこういうことに前向きに取り組んでいただいておりますというふうには思っております。

○蛭子智彦委員 違うんですよ。言ってることが。市も被害を受けてるでしょということをいってるんです。だから当事者として対応しないとあかんのじゃないですかということ言ってるんです。よそごとじゃないですよ。一般財源からこの補償事業費の半分も出さなあかん。あるいは損害賠償の保険共済金から出資してもらうための作業もせなあかん。そのことが保険料にはかかっているかもわからない。いろんな問題絡んでくる。だから正確な対応をしてほしいということ言ってるだけのことなんです。そうでしょ。いいですか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） さっき総務部長のほうから答弁あったように、この土砂崩れが自然災害であるのかあるいは人災であるのかというようなところが、非常に難しい話だと思いますので、先ほどいいました県道の復旧作業どこで負担したかというようなことも確認あわせてさせていただいて、検討していきたいというふうに思います。

○熊田 司委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。よろしいですか。わかりました。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

皆様から自由闊達な意見をいただきたいと思いますので、挙手の上。

はい、廣内委員。

○廣内孝次委員 蛭子さん、一応恐らく盛り土とか切り土した場合は一応国の基準で、

すべて工事しているはずなんです。恐らくその確認もされてると思うんですよ。ただ今回の災害に関しては、予想を上回る雨量が降ったということで、崩れたというような格好になるんで、そのやはり執行部がいつてる、これは自然災害によるものか、この人災によるものかの立て分けというのがすごい難しいような感じなんです。そやから一応盛り土した場合の安定勾配として、きちっとされとると思うんですが、そこでそやからそれされとって、崩れた。予想以上の雨量があったということで、こんななった場合の責任範囲というのはすごい難しいわけです。そやからそこらで、県のほうにしても恐らく安定勾配とられとって崩れた場合はこれは天災扱いというような格好になると思うんです。そやから執行部のほうも恐らくそこらでよう答弁せんのや思う。普通はそうなんです。

○熊田 司委員長 はい。

○蛭子智彦委員 そんなこと言うとるん違うんです。全然違う。私は、市、県に確認してくださいということを言うたんです。してないから、何でしてないんやということを言ってるんです。これだけのことなんです。そら難しいと思いますよ評価。でもね、私が聞いた範囲ではもうあれは、C E Fが原因者であってその対応はC E Fにやってもらいますということを、担当は、県の担当は言ってたんでそのことをお伝えしたんです。それで確認してくださいということを言うたんです。それだけなんです。確認してないことを言いよんのです。ちゃんと確認したらどうですか。当事者として、対応したらどうですかということを繰り返し言ってるんです。それだけのことなんです。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 はい、わかりました。一応常識的な話をそういうふうなことで天災、その人災という区分けをしますということで、済みません。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 天災や言いよんのに、何でその事業者と住民との話し合いになんの。いやいや、天災やったらそういうの出てこないわけやんか。ということは、事業者もうちに責任があるんやという認識があるから、話し合いに応じてるはずなんよ。そやから蛭子さんの言うとおりのやっぱり確認すべきなんや。

○廣内孝次委員 おっしゃるとおりでございます。恐らく地域との協定を、規準どおりやられとってこれも予想以上の雨量とか水量出た場合は、被害が起こる可能性があると

ということで、地域の協定の中でどういう場合でも補償しなさいというような、契約がまかれていれば、これはもうどういう状態でも無条件にやはり補償するというような格好になります。一応聞いてないのが、悪いと思います。

○熊田 司委員長 ほかに、意見はございませんか。
意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第65号 平成23年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○熊田 司委員長 挙手多数であります。
よって議案第65号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。
お諮りいたします。
12月20日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらいいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」の声あり)

○熊田 司委員長 それではそのようにさせていただきます。

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○熊田 司委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。
お手元に配付の閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出てよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、議長に申し出することとします。

3. その他

○熊田 司委員長 次に、その他に入ります。その他何かございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 大見山の関係なんですけども、かなりいろいろ打ち合わせなりもされてるというふうに聞いてるんですが、現在の状況説明いただけますでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） ことしの夏8月から9月にかけて、基本的な調査を行いました。その結果ある程度出てきたということで、今現在整備に向けて国の補助メニューがないかというようなことで、今検討協議をさせていただいております。幾つか候補の補助メニューがあるんですが、どれに、どの補助メニューに乗っけてやるかというような協議がまだ検討の間で今現在進行中というようなことでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 民間というかこれまでいろんな再建運動にかかわってこられた方の知恵や意見こういうのを吸収するというか、そういうアドバイスなりをこううまくまとめるというか、こういうことも必要じゃないかと思ってるわけですがその点はどんなような取り組みになってますか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） たしか前々回の総務委員会でもこのお話が出ておったように思います。そのときにも御答弁をさせていただきました。旧南淡町からずっとこの問題に御尽力をされてきた元町長さんそこらに入っていて、一度御意見をお聞かせ願う場を、当初年内にもというふうには思ってたんですが少しスケジュール的に延びまして、来年そうそうにも、そういう懇談会的な会議を持ってそういう今までかかわってきていただいた方々の御意見も参考にしながら、最終的な整備方針、もちろん検討も詰めを行った後に、最終的な整備方針を決めていきたいというふうに思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 人形会館の建設のときにはもっと早くから意見集約というのを、やっておられたと思うんです。ところがこの大見山のこの関連を見るといろんな事業メニューの大枠が大体決まってから懇談会やるというような話に今聞いたわけですが、それはちょっと順序が違うんじゃないかと思うんですよ。コンセプトから予算の配備からいろんなこと状況調査こんなこと調査しました。こんな結果でした。いうことを伝えまた、いろんな声を吸収し、バックアップしていく、返していくこういう作業やるということが本当に住民の声、市民の声を聞くことになると思うんですけど。ちょっとその対応が違ってませんか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 進め方についてはいろいろあると思います。今回、基本的な調査をやらせていただいて、建物施設自体がどれだけの強度があるのかというようなことを事前に調べさせていただいた後に、当然懇談会を開催すれば、無尽蔵にお金をつぎ込めるといふようなこともなかなかできませんので、懇談会の席上では案が出た時点で、外概算の事業費程度は把握しておく必要があるのではないかと。あるいはこの事業につきましては、兵庫県も3分の2の負担というように全面的に協力をいただいておりますので、その辺のことも踏まえて、いろんな形のシミュレーションを私どものほうで、手持ちの資料として持った上で懇談会を開催したいなというふうに思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 やり方手法については、ちょっと納得のできないところがあるんですけども、やっぱり早くそういうメンバーの選定が終わっているのであれば、第1回目の会合もやって、状況も伝えそして今後の方向も示し意見を伺うという姿勢を取るべきであるというふうに思いますので、改善を求めたいというふうに思います。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） できるだけ兵庫県とも相談しながら、できるだけ早く今までかかわっていただいた皆さん方の御意見を聴取するようなそういう会を持ちたいというふうに思っております。

○熊田 司委員長 ほかに。その他で。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、これも一般質問で出てた話で、淡路看護学校の関係なんですけど。これ12月9日に、丹波市議会で存続を求める意見書が採択されているようなんです。そこでのいろんな話を聞いておきますと、まず最初に関係市長への県からの説明がもう何もなかったと。まずそこからおかしいということから始まって、そしてわかりましたそしたら懇談しましょうということが協議をされて、県から説明を受けたけど、どうも納得できないということで、最終的に議会からの意見書提出になったんですけれども。これまでこのことに関しては、市長にも1年前から説明があって、協議をしてきたということであつたんですが、これ市長も了解したわけですか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 県が決定される前に、1年前にもう閉校しますというようなお話を聞いて、市長のほうからそれは困るというようなことで、1年は延長していただいたと。それ以降については、事情を聞いておるだけで、決して市長のほうは閉校というようなことで了解はしてないというふうに思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろその後そしたら了解してないということですが、これは何回ぐらい協議があつたんでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） こちら南あわじ市のほうに2回来ていただいて説明を受けたというふうに聞いております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いつといつですか。わかります。わからない。調べたらわかります。帰ってもらったらわかる。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 2回のうち、1回は健康福祉部長が立ち合い、あるいは

もう1回は、副市長立ち合いということで一度手帳見て調べたいと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この1年間ぐらいの間での話ということで、大体いつごろか調べていただくということですね。やはりいろいろ各方面にも波紋を呼んでるようで、協議にも応じるし、予定を聞けば募集を一たん近畿の何かそういう看護専門の学校の所管している国だったか機関に募集停止の申請を挙げているようなんです。県はね。でもその募集停止の申請を挙げているけれども、これはいつでも取り消しができるというような答弁も、柏原のほうでは説明をしているようなんです。市長との間で。ですから皆さんのいろんな声をしんしゃくしたいという姿勢もみられるということですので、市長におかれてはやっぱり了解しないという姿勢を持っていただきたいというふうに申し上げたいと思います。

○廣内孝次委員 ほかに、ございませんか。

そうしましたら、まだほかにその他があるんですけども、執行部の方には退席をしていただいて、その後で総務常任委員の中での委員間討議という形にしたいと思いますので、執行部のほうからの報告事項がありましたら、お願いいたします。

ほかに何かございませんか。退席していただいたこの間で。

それでよろしいですね。ございませんか。

そしたら執行部の方、退席という形で、暫時休憩という形で、3時5分からです。

(休憩 午後 2時57分)

(再開 午後 3時05分)

○熊田 司委員長 それでは、再開をいたします。
議長。

○楠 和廣議長 実は御案内のとおり、短刀直入に申し上げさせていただきますと、3.11の大震災発生以来、また和歌山の集中豪雨と自然災害が多い中で、また南あわじ市も高い確率で来るであろうという南海地震に備えて、いろいろ今まで総合防災等と対応してきたところですが、議会としても平成17年の4月に総合防災特別委員会が設置されて、4年後に解散という形になったんですが、きのうも実は会派代表者会でそういった特別委員会の設置に対して、協議をしていただいたのですが、やはり所管のもう総務常任委員会そしてまた委員さんの意見を聞いた中で、その方向性を求めていきたいということで、きよ

うそういう説明で今させていただいておるところでございますので、よろしく申し出の件に対して理解協力のほどお願いいたします。

○熊田 司委員長 済みません。先ほどの件につきまして、御意見ございましたら。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この間、代表者会議でもいろいろ意見も出てたようですが、私は代表者会議で発言をできてないんですけども、十分な発言できてないんですが、所管で防災がしっかり位置づけもされてると。それと対策というても、何をどこまで調査するのかということ言えば、地震津波対策というのは、これで終わりというものがゴールがないものだろうと。だから常任委員会に所管事務として、おかれているものであろうという理解をしておりますので、特別委員会設置にはなじめないテーマではないかというふうに思っています。ですから所管を外すことにはならないのではないかという意見を持っております。

○熊田 司委員長 ほかに。
廣内委員。

○廣内孝次委員 地震に限ったような形でと言いますと、所管は総務でございますけども、都市整備部も入れた中で具体的なその提案ができるような、そういうような勘定で進めていくのも必要ではないかと思えます。それと、特に南海地震がもう過去これから30年の内に80%というような話もある中で、やはり福良、阿万、その海岸べりの地域に對しましてやはり具体的な計画、避難所の問題など、割と検討する事項がやはり多いと思えますので、そこらを重点的に地震、津波に対応した、特別委員会を設けてはどうかと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 都市整備、都市計画ということもあるんでしょうけども、必要であれば連合審査もやればいろいろできるということもありますよね。もう一つ言われていることは、そういう委員長ポストつくれば、委員会ポストをつくればですね、委員会をつくれば、それに伴う費用も発生もしてくると。今いろんな意味で改革しないと、ということもちょっと合わない話になってこないかということですね。連合審査であれば、いつでも協力してやれるわけですから、今おっしゃったようなことと言うのは対応できるのじゃないでしょうか。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 特別委員会設けるとしたら、所管、総務の所管からどの部分をその特別委員会にお任せするのかということをしちっとせないかんというのが、一つあると思います。もう一つは設けるとなったら、今、廣内さんが言うたように、総務だけではなしに所管がまたがるようなことであれば、専門的に深める意味で特別委員会に任せてもいいのかなと思います。かつ、その期間については、これは今から検討なんですけど、私思うのはやっぱり津波というのが一番の課題でないかなと、津波に限定をして例えばそれに関係するような、地域のことがよくわかる人に、議員さん等にそれはいろんな割り当て方があるとは思うんですが、そういう方で総務に今入っていないような中でも、特に津波ということでの研究を深めていただくというふうな場は、あってもいいのかなというふうには思っていますので、その期間としては、やはり津波対策今、まだはっきりとしたものが防災会議等で出てないということで、そこら辺をめどに、市としても計画をしちっと樹立すると、対策を樹立するというふうな期間設定とかで、もしつくるのであればですけども、対応される必要があるのかなというふうに思います。つくるつくらんについては、中身の問題やと思いますので必要であれば、議論が深まっていった必要であれば、つくればいいと思っています。必要な要件としては今言ったように、所管がまたがるとか、期間はある程度決めるとか、専門的に深く研究することができるような体制をとるとかそういったことが、設置のための必要要件になってくるんじゃないかなというふうに思っています。

○熊田 司委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 私は今、原口さんが言われた話に同じなんですけども、やはり期間いつまでにどういうことをやるのかというそれだけはぜひはっきりした格好で委員会は、期間の何をやるかということは成果物、どういうことを成果物として求めるのかいつまでに、そういうことをきちんとした格好でぜひ立ち上げてほしいと、思います。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 今特別委員会の話出てるんですけども、この特別委員会設置する大義というのは今、何やというふうに思われますか。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 ことしは東日本大震災もありましたし、12号、15号の台風もあり

ました。非常に大きな被害が出ております。それでそこでそういう被害があったからどうこうじゃなしに、一応自主防災組織も170何カ所ですか、できておりますけども、これ全く活動状況が見えてないと。それと避難訓練にしましても、一部の地域ではされておるものの、やはりこれもっと市民を啓蒙していかなことには、これ大きな被害が出る可能性があります。その中でやはり、特別委員会ということを立ち上げれば、ある程度やはり市民に対してもこの自覚といいますか、そういうような啓蒙の一役を担えるような感じになるんじゃないかと思うんで、やはりつくったほうがよいと私は思います。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆるそれほど心配で、沿岸部の議員たちも含めた中でやったらでないやということなんですけども、ただこれについては、今、議会改革等もやってるわけやな。それはいわゆるこの総務委員会のいわゆる運営の仕方、ほとんどの部分がカバーできるやろなというふうに思います。先ほどちらっと委員外議員の話も出ましたけども、それも一つの方法。それと集中審議方式、あれも一つの方法。そして本当にそんだけ心配やったら今、政務調査費いうのがあるんですよね。そやから議員、横断的にいわゆる名前はともかく、〇〇研究会であったり、〇〇を考える会であったり、いうことでそこで調査研究をして、それで市当局などに、いわゆる要望なり提言書を出していく、議員活動で十分できる範囲じゃないかなというふうに思います。そやからやっぱり所管は所管で、きちんと委員会の運営の仕方ですこらをカバーしていくというのが本来の姿じゃないかなと。そやから今回、今こういう特別委員会、名前出たんやけども非常にそういう話し合いをするいいきっかけになったんじゃないかなと思うんです。そやからいわゆる議会活性化、方策の中でもこの議論は十二分にさせていただくべきやというふうに思いますね私は。

○熊田 司委員長 何か意見は、ございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 ほんできのうの代表者会、もちろん議長も熊田さんも蛭子さんも、おられたんですけども、こういう問題については、いわゆるコンセンサスを得た中でやってくれという代表者間での話しやったんで、いわゆる多数決等はやらないでおこうというふうな、きのうニュアンスやったかなというふうに思うんですが、委員長どうでした。

○熊田 司委員長 そういう、はい、雰囲気でした。それはなにも否定することはないと思います。今回、こうして平行線にある程度ね、それぞれ皆さん方の考え方等あると思いますので、議長に総務委員会はこういう内容だったということを、また持って帰ってい

ただいて、またその後の対応をお願いしたいというふうに思いますが、その点いかがですか。

(「それで結構です」の声あり)

○熊田 司委員長 よろしいですか。それでなかったらね、何ぼ話し合いしても、一つ合議制とは言いながらもなかなかまとまる雰囲気でもありませんので、そういうことで議長、総務委員の状況はこういうような話し合いの状況だったということを理解していただいて、その後の対応またよろしく願いできますか。

それでは、最後に柏木副委員長、閉会のあいさつ。

○柏木 剛副委員長 これをもちまして、本日の総務常任委員会を終了します。

(閉会 午後 3時20分)

委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

平成 23 年 12 月 13 日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 熊 田 司